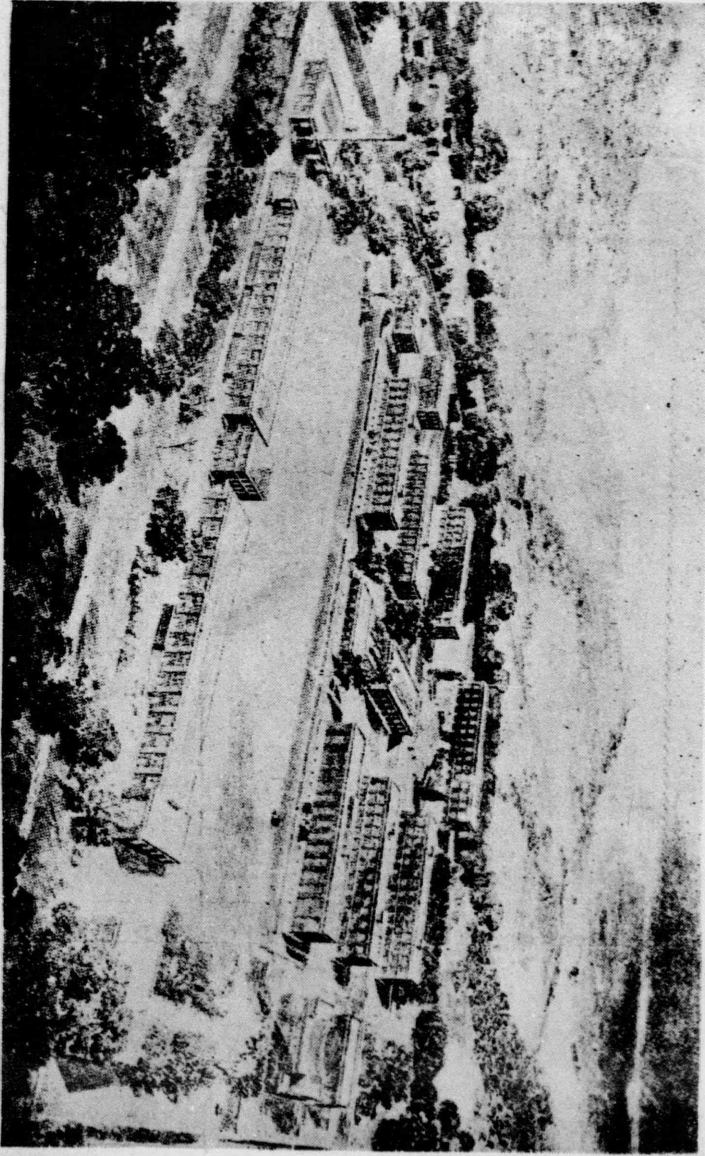


JOURNAL OF
JAPANESE PRISON ASSOCIATION

監獄協會雜誌

號拾第 卷五拾參第



員 役 會 協 獄 監

主	常	同	同	同	同	同	同	理	理	副	會	副	總
務	務							事	事	會	長	長	裁
事	事										長	長	裁

休職典獄補	裁判所地方事務	同	同	同	典獄	同	司法書記官	司法省保護課長	司法省行刑局長	司法省行刑局長	司法省保護課長	司法省行刑局長	司法次官	司法大臣
-------	---------	---	---	---	----	---	-------	---------	---------	---------	---------	---------	------	------

伊藤忠次郎	北島良吉	大月義平	寺崎勝治	野口謹造	有馬四郎	辻敬和	松井和義郎	宮城長五郎	山岡萬之助	宮城長五郎	山岡萬之助	山内萬三郎	岡野敬次郎
-------	------	------	------	------	------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



文明と犯罪

文明の進歩とともに犯罪は遞減して行くべき筈であるのに反して増加して行く傾向がある。見よ物質文明の發達せる歐米各國の犯罪率は我國の其よりも高く、又文明の發生地たる都市の犯罪率は村の其を凌ぐことを犯罪率と文明の規模の大小を規定する所の人口との關係に於ては恰も一定の場所内に於ける人口即ち人口の密度に對して等比較的關係の存在する傾向をも見るのである。犯罪の多少が文明の程度を計るのパロメーターであるとは何と皮肉な事であらう。文明の謳歌する所讚美する所頗る多いものがあるが其の反面に於いては悲むべき呪ふべき多くのものが附隨してゐる犯罪の増加といふことも亦悲むべき文明の餘弊の一である。

文明に對し或者は之を讚美し、或者はこれを呪ふ其は畢竟文明の一面のみを見て云ふべきことであつて實際は讚美すべく又呪ふべきものである。

若し犯罪が必ず文明の進歩とともに増加する運命を有するならば如何に刑事政策社會政策乃至其の他が完備しても恰も洪水の氾濫を堰き止めることが出来ない如く、犯罪の防遏は望むべからざることなるであらう。然し吾々は過去の事實によりて犯罪増加の傾向を悲感するものではない。吾々は犯罪増加は社會文明の缺陷より生ずるものであり従つて社會文明の缺陷を除去すること並びに犯罪者に或る作用を與ふる事によりて犯罪防遏をなし得ると信ずるものである。これは理論的にも又實際的にも可能である。人間に善惡といふ相對的觀念の存し社會文明の裏面に潛む暗黒の存する以上犯罪の滅絶は到底望まれないかも知れんが然し尠くも増加の傾向を防止し又減少を計ることは可能であると信ず。

北米紐賓州組習市のシムソンが監獄と云へば斯業従事者の等しく知つてゐる有名な監獄である。數年前にトーマス・オズボーン氏が囚人自治制を實施して他監では到底見られない新しい新しき氣分が漲つてゐた。所が今回紐賓州の監獄調査委員會の意見によりて同監獄は「中央囚人交換所」に變へられて行刑場の性質を失ふこととなつた。その爲めに目下改裝ななしつゝある。中央囚人交換所の組織は紐賓全州の新受刑者を此處に集中して各囚の肉體及び精神の狀態を監警に科學的検査を行ひ、其結果に基きて分類を爲し、夫れれ一定の特殊監獄に移送する仕組である。かゝる新組織を案出したのは主として各囚の個性に相應する職業的訓練をする爲である。職業訓練といふことは萬國監獄委員會に於ても大いに注意すべきことではあるまいか。

監獄協會雜誌 第三十五卷第十號目次

◇ シンシング監獄の全景……………(口繪)

◇ 文明と犯罪……………(卷頭言)

◇ 監獄工業の社會政策化……………典 獄 寺 崎 勝 治……………(四)

監獄教育論……………輔成會囑託 辯護士 大 澤 眞 吉……………(二)

拘置監は監獄に非ずに就て見十生に答ふ……………檢 事 正 木 亮……………(三)

監獄學の研究……………文學士 佐々木英夫……………(三)

富久町より……………南 柯 生……………(五)

時論 一 叢……………(五)

在監人遵守事項の改善……………K 徳永 憲 淳……………(四)

總集教誨に就て……………山 形 高 橋 庄 藏……………(五)

行刑僻見と移動刑務……………教 誨 師 伯 水 正 英……………(五)

囚人の迷信……………典 獄 有 馬 四 郎 助……………(五)

予は看守諸君と語る……………甲 突 生……………(六)

時事だより……………M 生……………(六)

死刑存廢に就て……………K 生……………(六)

自由刑の執行名義としての裁判書

〔裁判宣告書の民衆化に就て……………葉 鴨 中 島 利 吉……………(七)

監獄統計……………(六九)

叙任——訓令通牒——彙報——會報

監獄工業の社會政策化

◇◇◇
 官物價調節
 監獄營業
 産業

豊多摩監獄典獄 寺崎 勝治

-(4)-

(一) はしがき

頃日、囚人を日用品の製作に使用したらどうかと云ふやうな新聞記事があつた。私は曾て行刑制度調査委員會に於て、監獄工業の社會政策化に就いて愚見を陳べたことがあるから、茲に管見の概略を論じて見たいと思ふ。

(二) 生産力の浪費

(一) 不生産的消費は即ち浪費にして、人類の生存に必要な品物を第一に生産しなければならぬ。又吾々の文化的生活に必要なものでもないのである。人類の生存に必要な品物を第一に生産しなければならぬ。若し之を生産して尙ほ餘力あらば文化生活に必要な品物を生産せねばならぬ。然るに現代の生産は多數國民の生存の必需品や文化的必需品でさへも得られないと云ふ場合に、奢侈的物物を生産して居るのである。明治以前に於ては法律命令を以て奢侈に就いて種々の規則を制定したり、色々の禁制や命令を出したこともあり、また政府が國民に對して、戒告をしたこともあつたけれども、それは個人の自由競争を認めないから、かやうなことが出来るのである。故に個人の自由を認め競争の自由を許す以上は、社會上の優者たることを廣告す

る必要からして、職業上の成功を表現する方法として美服を着し、美味を食し、入るに高樓あり、出づるに自動車と云ふことは競争の手段、廣告の方法として利用しなければならぬ。若しも精神的競争であるならば格別、金錢的競争である以上は洵に已むを得ざるところである。金錢的競争、そこには奢侈的生活の伴ふことは當然にして、奢侈的生産の起るのは必然であらねばならぬ。併しながら奢侈的生活が叙上の理由からして禁止することが出来ないとしても、それが、不生産的、浪費に外ならぬとしたならば、極力之れを防止しなければならぬ。若し奢侈的生産を廢して生存的必需品、文化的必需品を製造したならば、若しも歐洲大戰中交戦國が採用した政策(奢侈品の生産中止)を實現したならば、多數國民を利福することが洵に甚大である。

吾人は奢侈と云ふ言葉を反復したけれども、奢侈の何物なるを説かなかつた。此の機會に於て一言するのが便利であらうと思ふ。奢侈と云ふことは普通餘計な欲望を意味するのである。併しながら奢侈必ずしも浪費ではない。之れを區別するに當り、支拂はるべき金錢の多少を以てすべきものにあらすして、消費さるべき財貨又は人力の分量に依るべきである。生産力(自然、労働、資本)には自ら限度がある、故に餘計な欲望満足のために餘りに多くの生産力を消費しないやうにせねばならぬ。彼の一般に愛する花卉を求むるは餘計な欲望であらうが然し良き奢侈である。けれども、數萬を投じ人命を賭して「ホルチオ」から運搬した蘭であるとか、一冬の間多數の家族を暖むるに足る石炭を焚いた温室に咲かせた「ダリヤ」を以て裝飾をするが如きは、悪しき奢侈にして、浪費又は濫費である。要するに比較上の問題にして、餘計な欲望に生産力を餘りに多く消費することであると云ふことに歸着するのである。

(二) 次に不良品の製造である。生産の目的は消費者の需用を充たすにある。然るに今日の經濟組織は營利

-(5)-

主義であるからして、高價に生産物を賣却することを目的とするのである。それ故に不良物品を製造して、高價に賣却せんとすることが彼等の陥り易き弱點である。奢侈品は浪費であるけれども吾々の身體には無害である。之れに反して不良品の生産に至つてはたゞに浪費ばかりでなくして、同時に有害なる結果を産み出すのである。彼の不良食料品の如きは當に其の適例である。それ故に國民の日常の必需品の生産は國民生活を助成するため、國民の生存を完からしむるため、營利主義を抛つて生産しなければならぬ。

(三) 賣買制度が個人の自由競争の下に行はれて居る以上は勢ひ廣告を必要とする。廣告をすればするほど廣告費を要するのである。それから廣告の外に注文取りをする所の多くの使用人が必要である。而して廣告や「注文取り」は商業家としては有利にして必要なる方法に相違ないが、競争が烈しくなればなるほど盛に廣告もする「注文取」も活動する。而して其の費用は全部消費者即ち買手が負擔することになる。我邦に於て煙草と汽車だけは政府の專賣にして無競争であるからして、廣告も「注文取」もないが、其の他の賣買は競争に勝利者たるべく廣告もするし、「注文取り」も使ふのである。

(四) 現今の賣買制度の缺點として、仲立人の餘りに多いことである。品物が生産者から消費者の手に移るまでに種々の仲介者の手にかゝるのである。運送人、問屋、小賣人等の手を経るのである。米國の産業調査委員の報告に依れば、玉葱は原價の十五割、「キャベツ」は十三割半、「オレンジ」は四十割、林檎は九割、馬鈴薯は八割、鶏は八割八分だけ高價にして、即ち仲介者のために高くなる價の割合である云ふて居る。我邦の物價は如此割合でなからうか。原價と小賣値段との差は、二倍又は三倍になつて居ることは疑ひのない事實である。

現代の經濟組織が競争から協働へ移り、廣告を廢止し、注文取りを解雇したならば、生産の濫用を防ぎ、

交換に就いての浪費を省き、消費者は低廉なる品物を買ふことが出来る。

(三) 生産者の不安全

現代の經濟組織は洵に不完全にして、土地も勞働も資本も充分に利用されて居ない。今茲に生産の三要素に亘つて論明する邊がないが、吾人の生存——文化生活に必要缺くべからざる要求と、其の供給との關係に就いては一言しなければならぬものがある。

吾人は日常生活の上からして要求が起る。其の要求を充足せんがために供給を受けるのである。即ち要求だけ供給せねばならない。従つて供給出来るだけ生産しなければならぬ。而して生産者が全力を傾注して生産したならば、其の要求を満足させることは決して困難ではない。併しながら現代の經濟組織にあつては、生産者は生産物を市場へ送り出すために生産して居ることは事實である。即ち市場へ送り出すのは賣却するがためであるとするれば、若し生産過剰となり、品物の數量が甚しく多く生産されたとするれば、供給の多いために價格の低落を來すのである。それ故に其の損失を免がれ、又は減するために生産を停止すとか、或は生産の制限を行はなければならぬ。彼の「トラスト」業者（大規模の企業家）が供給を手控へして、値段の下落を防ぐが如きは其の一證である。古昔、佛國は飢饉のために苦しめられ「マルセイユ」は殊に慘況を呈した。或時穀物を滿載した船舶が入港したが穀物店は之れを荷上げせずして海中に投棄した。それは暴落を恐れたからである。佛國社會主義として有名なる「フーリエ」は此の事實を目前に見せられて、社會制度の缺點を感得したと云ふ話である。それから賣り惜しみしたり、用途を變更して値段の釣り上げをすることは屢々耳にする處である。畢竟するに吾人の要求を満足せしむるために生産するのではない。人類の幸福のために生産するのではないからして——生産のためにあらずして高く賣らんがための生産——營利のための生

産である。元來生産の増加は即ち人類の利福の増加であるからして、萬人の喜ぶ處である。然るに百姓は豊作を喜ばずして米價の高きを喜ぶのである。米價昂騰は萬人の憂ふるところであるが、百姓は之れを喜ぶのである。百姓は高く賣らんがために耕作し、營利を眼目として生産するからである。

(四) 官營生産

巴里大學教授「シャルル、チート」は『公益的性質の顯著なる企業に就いては反對論あるけれども、官營となすを妨げない。』

第一 先づ公共衛生に關するもの、例へば薬局、浴場埋葬消毒市場屠殺場の如きものである。

第二 之れとは少し遠ざかるけれども安價なる住宅の築造や牛乳の供給もさうである。

第三 「パン」肉類の如きも品質價格が民衆の希望に副はないときは、販賣權を都市に與ふる必要があるだらう。而して賣價の公定よりも實績を擧げることが出来るだらう」と論じ、而して之れに裏書して「デュチーグ」市の動力供給、英國の浴場、消毒、牛乳、人造氷、麥酒、糞尿、鹿芥、花卉販賣、伊國の「パン」製造所、屠殺場を擧げて居る。

元來官營生産の理由に就いては種々あるだらうが、其の一は新なる財源を獲得するために、國家が工業を營み、商人となるのである。即ち財政政策上の原因からして官營生産を爲すのである。其の二は多數の選舉人を得るため——勢力擴張——味方増大のために官業を起し、從業者其他の關係者を利用するのである。即ち政治的原因からして官業生産を爲すのである。それから其の三は社會政策を實現するために官營生産を爲すのである。官營生産の目的は營利にあらずして公衆に満足と與ふるに在る。國民の大多數に有用なる便益、必要なる消費に對しては可成無代とし、少數者の便益又は奢侈的消費に對しては高價を徴するを可とする。

而して現代經濟組織の缺陷から考察して、民衆の要求を充足するには、日用品の生産を官營とするを得策とするのである。即ち社會上の原因からして官營生産の必要がある。

官營の形式は種々ある。其の重なるものは

第一、直營制度。直營は國家の職員に依つて直接に經營するのである。此の形式に就いては非難を爲すものがある。即ち國家は生産の能力がない、即ち競争に依る刺戟がないのと、國家は如此職能のために組み立てられたものでないから、直接に經營する技能もなく、又實力もないと云ふ點である。

第二、下付制度。下付制度は國家自らが經營するにあらずして、他人をして經營させるのである。或は消費者に便益と與ふることを條件とし、或は期間を附し或は政府が補助金を與へて下付するのである。要するに條件附の下受に外ならぬ。

第三、折衷制度。利益分配の約束の下に直營に共同させる形式もあれば賃料を得て貸與する形式もある。

(五) 監獄工業の利用

現代に於ける生産組織の缺陷は少くない。併しながら國民の日常生活殊に中産階級の必需品に就いては、國費を惜しまず、生産し供給するの必要を感ずるのである。吾人の之れに對する提案は、監獄工業の利用である。監獄工業に於て多種多様の日用品を製作して居る。而して多くは請負工業にして、原料大部分は請負人から供給する。而して其の販賣は請負人の責任なるが故に此の點の知識に缺くる處があると思ふればならぬ。若し原料の製作原料の購入、製品の販賣を擔當する技能者があれば特別の注文を俟たず、流行の歸趣、民衆の需要を豫想して自己の計算、自己の危険に於て商品を生産し、販賣に備ふる處の所謂完全企業が出来る譯である。それから多くの監獄が家内工業の形式であるけれども、出来るだけ、大工業器械工業

の組織に改めたならば、大規模の工業となり、其の生産力は驚くべきものがあるだらうと思はれる。茲に少しく論じて置きたいのは、製作品を出來得るだけ、安價に供給し得るやうにするには、運賃の低減若しくは無賃運送をして貰ふこと、或る特別の場合には優先積込の途を開いて可成早く到達する所の運送を許容して貰はねばならないのである。即ち運輸交通政策と並行して行かなければ生産費を減少して原價を低廉にし急速に供給することは出來ないかも知れぬ。此の點は刻下の大問題として論議されつゝある物價低下政策から考察して斯くあらねばならぬと思ふ。

(六) 歸 結

現代の經濟組織は民衆の要求を満足するために生産するにあらずして、營利主義打算主義のために生産するのである。生存的需用、文化的需用を充足するため生産するにあらずして、奢侈的慾望を満足させるために生産し、而かもそれが高く賣らんがために生産するのである。民衆の生存發達に關する必需品に對しては優先權を與へなければならぬ。然るに利益の多いものを先きにし、利益の少ないものを後にする結果として、結局奢侈的慾望を充たすことが先きになる。故に監獄工業を利用して、生存的需用、文化的需用を充たすことに全力を傾注したならば、物價調節の一方法にもなり、社會政策の實現にもなる。吾人は國費の許す限り監獄工業——官營生産を爲し、國民の日常生活に必要な要求を充すことが急務であると信ずる。(完)



監獄教育論

輔成會囑託
辯護士

大澤 眞 吉

目 次

第一章 緒 言	第二章 訓 練
第二節 教育の目的	第一項 示範と訓諭
第三章 教育の効果	第二項 命令と禁止
第四章 監獄の教育	第三項 懲罰と褒賞
第一節 監獄教育の主體	第三節 養 護
第二節 監獄教育の客體	第一項 體 操
第五章 教育と行刑	第二項 游 戲
第六章 教育の方法	第三項 作 業
第一節 教 授	第七章 結 論

古來教育は人間界特有の現象なりとし、從來の教育書には、教育の作用を人と人との間に限られたるものなりとなし、教育は必ず其結果が人の心身を發達進歩せしむべきものなりとせり。即ち例へば知識技能の助長徳性の涵養等に影響を及ぼすものにあらざれば、教育と稱すること能はずと云へり。

教育の意義に關する大瀨文學博士の説明に曰く「教育とは故意に一定の時間繼續して其の發育を導き、人たる品性を陶冶し、未來の諸業務の一般的基础たる諸性能を養はんが爲め、比較的成熟者が未成熟者の上に及ぼす影響なり」と（新運教授學）

谷本文學博士は曰く「凡そ教育と云へば、先づ人間に限るべし、然り下等動物中にも一種教育の痕跡無きに非ず。されど大概は教育を以て人間界特有の事とし、人間が人間の上に施すことなりと解せり」云々とあり（教育大辭書）

然れども教育現象は管に人間のみ止まらず、他の動物中にも其子を教育するもの敢て少しとせず、抑も動物の種類を通過するに、子を産み放なりにして、更に何等の介保を爲さざる種類のもの最も多數なり。次は聊かなりども其子を保護するものあり。又其次は親が子に食物を與へて其子を養育するものあり。而して親が子を教育する種類は、全動物界中の最小部分に過ぎずして、殆んど悉く獸類及び鳥類なり。而して此等は解剖學上より見れば、現在生存する動物中脳の最も大いに發達し居るもの、又地質學上より見れば、諸動物中最後に地球上に現はれたるもの、習性學上より見れば、他の動物に比して子を産する數の最も少なきものなりと云ふ。且獸類及び鳥類には本能に由り、生れながら爲し得ることよりは寧ろ練習に由り完成するを

要する仕事多く、爲めに教育の深淺厚薄は直に其の種族の消長存亡に影響す、隨て教育に努力する種類が代々競争に打ち勝ち、終に今日の狀態に達したるものなりと、是れ生物學者の唱導する所なり。

生學者の説明に據るに、多數の鳥類は飛翔に由つて生活す。而して飛翔は總ての運動中最も困難なるものなれば、雛が巧妙に飛翔するに至るには充分なる練習を要し、親鳥は雛を導き、之れが練習の爲め非常に苦心するものにして、南米に産する「コンドル」鴛と稱する大鳥は、雛が飛翔の練習を卒業し、獨立の生活に移るまでには約三年を要すと云ふ。

雛が餌を巧に捕食するにも餘程の練習を要するものにして、鶏が雛を連れて地面を敲けば、雛は其音を聞きて直に物を啄む事を始め、最初は砂粒と米粒の區別なく之を口に入れ、漸次食し得るもののみを選んで口に入るゝことを覺知し、又此鶏が雛を集めて米粒等を故らに高きより低きに落下し、雛に拾はしむるが如き事あり。之れ迅速且正確に小なる食物を啄むことを練習せしむるものなり。雀の如き雛が飛翔し得るに至りし後も、尙暫くの間は親鳥が常に連れ歩いて、餌を食はせ居るを目撃すべし。此の間に雛には親鳥を模倣し漸次自から餌を拾ひ得るに至れば、始めて親鳥と離れて獨立生活を營むに至る。鷺又は鷹の如き生き餌を捕食する猛鳥類の教育は、更に其順序正確に行はれ、最初兩親は雛を獵に連れ行くも只見學せしむるのみにして、實際餌を捕ふる仕事に参加せしむることなく、次で親が餌を傷つけ、衰弱したる所を見て雛に之を捕へ殺さしめ、其後には親と雛と協力して獵を爲し、雛の技倆が熟達せば雛のみにて餌を捕へさせ、親は只之を監督し、萬一餌が逃げ去らんとする場合に之を防止す。又禽は雛に游泳、捕魚を練習せしむるものにして、最初の間は簡單なる游泳のみを練習せしめ、餌は親が直接に食はせ、次には親が啄んで少しく衰張したる魚を雛より一尺位の所に放して之を捕へさせ、更に之を二尺三尺と云ふが如く漸次遠距離より游泳して捕食す

ることを練習せしむ。

鳥類には食餌を啄捕する爲めの教育のみならず、結婚を爲して子を遺す爲めの教育も亦行はる。即ち歌曲舞踊の如き雛が生れながら巧妙に爲し得るものに非ず、親に模倣し漸次巧妙の域に達するものなり。獸類の普通運動法なる歩行は、鳥類の飛翔に比すれば遙に容易なる爲め、親が特に練習せしめざるも、子の發育に随ひ自然に爲し得るに至るも、獸類は其大脳頗る發達せるが故に、智的方面の練習を要することは鳥類よりも一層多大なり。例へば子持ちの牝猫が鼠を捕へたる場合に、直に之を殺して食ふことを爲さず。先づ之を軽く傷つけ放ち遣り、其の逃げ行く所を小猫に捕へさるを見るべし。最れ即ち鼠を捕ふる練習にして、斯かる事を數回反覆する内、小猫が鼠を捕ふる事に熟達するに至る。狐は幼兒が生まれて二十日過ぎれば、己に鳥類を殺すことを教へ、獅子虎等が餌を捕へて殺す法を教ゆるは、猛鳥が子鳥を教育するも略ぼ同様なりと云ふ。然るに從來の教育學は斯かる生物界の現象を無視し、以て教育は人間に限るとの誤謬に陥りたるものなり。

古昔より學者は人間と他の獸類と相異なる點を明にせんことを勉め、之を精神的方面に求めたり。即ちデカルトは人間に精神なるものあり、他の動物には精神なく、自動器械に過ぎすと云ひ、カントの如きも精神を有するものは人間のみなりと説き、其後の教育學の著書中には、精神なるものは人間に固有なるものなり。故に教育を爲し得るものも人間のみに限れりと説く。是れ亦今日の生物學上の知識より之を見れば、大なる謬見たるを免かれず。

ゾントの云へるが如く、精神と身體とは元來全く相異なる二個の對象に非ずして、同一の對象が精神及び身體なる二種の性質を具有し同一の對象を其視察點の差異によりて、精神及び身體の區別を生ずるものなり。

而して精神的作用は神経系に依り生ずるものなれば、腦及び脊髓の如き神経中樞並に末梢部を有する獸類鳥類に在つては、孰れも精神作用を認むべし。

精神作用は主として知、情、意の三方面より之を考察すべく、情の方面よりすれば、夫婦親子の愛情を最も痛切なるものとす。余の實驗に依るに、鶉の雌に特別の好餌を與ふれば、必ず雄は雌を呼び、之に與へんとして自から啄ます、更に同一の好餌を與へられたるを見れば、始めて自己に與へられたるものを啄む。南洋に産する戀愛鳥と名づへる鸚鵡の一種は、雌雄共に相擁して寸時も離るることなく、鴛鴦の濃情は何人も熟知する所なり。

親子の愛情最も切なるものは猿にして、子猿を撃ちたる獵師が、親猿の悲哀の状を見て銃獵を斷念したることあり。捕鯨家は子鯨を殺せば母鯨は容易に捕獲するを得ると云ふ。

知の方面に於ても、犬は夜番を爲し、主人に従ひ銃獵の補助を爲し、犯罪捜査の爲めに使用せられ鳩は傳書に依り軍事用を爲し、意思の點に於ては牛馬の如き如何に之を鞭撻するも、其意の欲せざる時には決して歩行せず。若くは疾走することを肯んせざるは往々目撃する所なり。

之を要するに、知、情、意等の精神的作用は人間の特有にあらずして、他の動物にも確に存在す。只其相異なる點は、單に程度の問題に過ぎず。然るに人にして往々禽獸の愛情に及ばざる冷酷無情のものあり。伶俐なる獵犬に若かざる無智蒙昧の野蠻人あり、精神の有無を以て人間と他動物とを區別すること能はざるや論なし。

次は言語なり。言語を有するものは人間のみにして、人間の外には言語を有する動物なしとの説あり。是れ亦程度の問題にして、人間の如く發達したる言語を有するものは之れなきこと極めて明白なり。然れども

言語の初歩を備へたる動物は決して之れなしと云ふを得ず。犬猫の如きも其鳴聲に由り喜怒哀樂を表情し、家庭に飼育する小禽の如き互に相呼應して意思を通ずるの状を見るべし。曾て亞弗利加の森林中に入り猿の言語を研究したる報告にも、猿類に一種の言語あり。人間の言語とは固より比較すべからざるも、感情を傳ふる叫喚の外に、普通の需要物品を言ひ表はす單語あり。程度に於ては非常の差異あるも、其性質は人間の言語と異なる所なきが如しとあり。要するに今日他の動物に言語なしと云ふは、寧ろ先方の言ふ所が此方に通せずと云ふを適當とす。故に人間以外に言語を解し、之を以て談話し得る幾多の動物あることは最早之を否定するを得ず。

更に人間と他の獸類とを比較せんに、人間の身體は犬猫等の身體に類似し、何れも頭骨脊骨肋骨等に依り組合はせられ、且つ四肢あり、只獸類は直立歩行するを得ざるのみ。腦脊髓等の神經根及び末梢部に由れる神系を有し、眼、鼻、耳等の感覺器官あり、消化、呼吸、排泄等の器官も亦人間と異なる所なく、即ち食物を齒にて咀嚼し、唾液に混じて嚥下し、食道を通じて胃に達し、胃腸にて消化し、栄養分は吸収せられ、肋間筋、横隔膜等の働きに由り肺中へ空氣を呼吸し、酸素を吸ひ取り炭酸瓦斯を吐き出し、腎臟の中に血液が通過するに際し、血中の老廢物を濾過し、尿となりて體外に排泄せらるる等の事は、人間と犬猫と更に異なる所なし。

又生活現象を見るに、人間の出生より其死去に至るまで、犬猫に比して根本的の差異あることなし。且つ外界との關係に付ても略ぼ同一にして、空氣が稀薄となれば人間も犬猫も共に窒息すべく、水中に落ちれば人間も犬猫も共に溺死し、水と食物が缺乏せば共に饑渴に苦しむべし。

自然界に於ける人類の位置に就て丘理學博士所論の一節を援用せんに、博士は曰く「抑人間とは何である

かの問題は、極めて古い問題で、苟も多少哲學的に物を考へる度までに進んだ處ならば此の問題の出ぬことはない。併しながら研究して解釋を與へやうとする方法は種々様々で、隨つて此の間に對する答も古來決して一様ではなかつた。人間は如何なるものであるかといふことを知るのは人間に取つては最も肝要なことで、此の考の定め様次第で總べての思想が變つて來る。世の中には人は何物かといふ様な問題の存することを知らず暮して居る人間が多數を占めて居るが、凡そ人間の爲すこと考へることの中に、人といふ觀念の入らぬものはない位故、若し此の考が誤つて居たならば、其の爲すことは總べて誤つたこととならざるを得ぬ。斯く重大の問題故、昔から人を論じた書物は非常に澤山あつて、今日になつても續々出版せられて居るが、之を大別すれば二種類に別けることが出来る。一は獨斷的のもの、一は批評的即ち科學的のものである。從來の書物は孰れも獨斷的のものばかりで、其中に書いてあることは、或は人は萬物の靈長であるとか或は人は神が自分の形に似せて造つたものであるとかいふ様な類に過ぎぬ。此の様なこと載せてある書物の數は随分多いが、皆單に斷定するか、或は之に標註を加へただけのもの故、證明の仕様もなければ、又否定の仕様もない。氣に入つた人は之を信するが、嫌ひな人は之を捨て置く。詰まり理窟で論ずることの出來ぬ信仰の範圍趣味の範圍に屬するもの故、科學の側からは殆ど批評すべき限りでないが、唯其の説く所が科學的研究の結果と相反する場合には、無論誤として之を正さなければならぬ。

科學的研究法は全く之とは違ひ、孔子が何と言はうが耶蘇が何と言はうが、左様なことには頓着せず、唯出來るだけ廣く事實を集め、之を基として論ずるのである。それ故此の方法によつて得た結論は、單に事實を言ひ表はしたもので、決して好きであるから信するとか、嫌ひであるから信せぬとかいふべき性質のものではない。凡そ眞理を求めるとして、且之を了解するだけの知識のある人であれば、必ず之を認めなければ

ならぬ。總べて科學の目的は眞理を捜し索め、人間のために之を應用することであるが、眞理を探る場合には全く平氣でなければ大に誤る恐がある。それ故人とは何物であるかといふ問題を研究するには、自身が人であることは一切忘れて、恰も他の世界から此の地球探險旅行に來た如き心持ちになり、他の動物と同様に人間の習性を觀察し、他と同様に人間の標本を採集して歸つた積りで研究せねばならぬ。研究の結果發見し、眞理を應用して、人間社會に益しやうとする段になれば、無論人間の利益のみを常に眼中に置かなければならぬが、初め研究するに當つては、決して人間だけを最負してかかつてはならぬ。少しでも不公平な心があつては眞理は到底見出せるものではない。生物界の事實を廣く集め、生物界の現象を深く觀察し之を基として科學的に研究した結果は即ち進化論であるが、前章にも述べた通り、相似た動物種屬は共同の祖から分かれ降つたといふことは、今日の所最早確定した事實と見做さねばならぬ。人間だけを例外として取扱ふべき特別の理由も無い。故に此の通則に照して論ずれば、人は總ての動物の中で牛馬犬猫等の如き獸類に最も善く似て居る、故に此等と共同な先祖から生じた一種の獸類である。而して其の中でも猿類とは特に著しく似て居る點が多い。故に比較的近い頃に猿類の先祖から分れ降つたものである。此の事は單に進化論中の特殊な場合に過ぎぬから、進化論が眞である以上は、此の事も眞でなければならぬ。進化論は生物界全體に關する歸納的結論であるが、人間が猿類から分かれ降つたといふことは、唯其の結論を特殊の例に演繹的に當て嵌めただけに過ぎぬ」と。(進化論講和)

人類の進化に就ては唯一の原人説あり。其原人の起原に就ては、種々の説あるも、多數の學者が事實或は比較的事實に近しと認むるはデウボア教授の説なり。其説は原始の身長猿より古代の類人猿となり、更に直立類人猿なる原人を生じ、次で現時の人類に順次進化したるものなりと云ふに在り。氏は和蘭の軍醫にして其後アムステルダム大學教授となりたる人にして、千八百九十四年(明治二十七年)南洋ジャバ島の中央チンデン山の南腹トリエルに近き所にて、第三期の上層即ち最新世時代の地層なる火山灰の中に、直立類人猿の遺骨が同時代の哺乳類の遺骨と共に存在したるを、氏によりて發見せられ、明治二十八年和蘭のライデンに開かれたる第三回世界動物大會に提供し、右遺骨に關し大議論を生じ、此方面の部會に出席したる當時専門大家十九名の内五人は、類人猿の頭蓋骨なりと結論し、七人は人類なりと決定し、残りの七人は人と猿との中間動物即ち原人なりと論決せりと云ふ。

要するに諸學者の唱道する原人説は、人猿同祖説なり。即ち今日の猿類の祖先と人類の祖先とは共同の祖先を有せし時代ありと云ふに在りて、決して今日の如き猿類より人類が進化したりと云ふに非ず。斯かる人類同祖説の一證としては「フレイデンタール」の血清試験あり。該試験によれば、人間の血清を以て魚類、兩棲類、爬虫類、鳥類及び哺乳類に注射するに、人間の血清は此等の動物に對し有害にして、此等動物の血液中なる赤血球を破壊するを見る。然るに同じ血清を最高等の哺乳類なる類人猿即ち猩々、黑猩々、手長猿等に注射し見るに、斯かる結果を呈せずと云ふ。換言せば人類と類人猿との關係が、他の何れの動物よりも密接なりと云ふ血清上の證據なりと云ふに在り。而して何れの説も之を追究せば、吾人の祖先は猿に類したる人間、即ち原人なりと云ふに歸着す。又其祖先は全く猿類に相違なきも、今日の猿類にはあらず。既に現世に斷絶したる猿類にして、此の猿類は同時に今日の猿類殊に類人猿の祖先に當ると云ふに依り、茲に人猿同祖説が成立する所以なり。而して此の猿類の祖先は如何と云ふに、猿類にあらざる他の動物なりと云ふに至當とす。即ち人類は動物より進化せしものなりと云ふに歸着すべし。(拙著少年犯罪論四〇二頁以下参照)

以上の如くにして、人類は他動物より進化したる獸類の一種なることは、生物學上争ふ可からざる事とな

り、自然界に於ける人類の位置が確定したる今日に於ては、之れと異なりたる舊思想に基き立論せられたる學説は、悉く其根柢より崩壊するを免がれず。

物理學、化學、數學、天文學、地質學等の純正理學若くは之を應用したる工學、農學の如きは、人間と云ふ觀念に如何なる變化を生ずるも、直接に何等の影響を蒙ることなし雖も、哲學、倫理學教育學等の如きは、直接人間に關する學科にして、且其發達は進化論の出現以前に在るものなれば、進化論以前の舊思想に從つて人間の定義を下し、之に基き立論せしものは、一朝人間の定義に變更を生じたる時は、自から其學説に變化を生ぜざるを得ざるなり。

抑、教育學は倫理學及び心理學を經緯とす。而して從來の倫理學は人間を一定不變のものを見做し、且宇宙間に他に類例なき一種靈妙なるものとして人間を論じ來りたるものなれば、進化論に由り自然界に於ける人類の位置が明確となりたる以上は、倫理觀念も其根本に動搖を來すべく、随つて教育の理論にも大なる影響を及ぼすべし。余は元來教育に對し門外漢なるも、少年法の實施漸く將に近きにあらんとす、監獄教育の研究は、實に刻下の急務なり。故に自から揣らざる、進化論に由り確定したる人類の位置を基調とし、本論を草し敢て大方の高教を乞はんとする所以なり。(未完)

「拘置監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

檢事正木 亮

愚なることを批難して居られる。

余輩は本誌第參拾五卷第八號に於て、中華民國看守所暫行規則を土臺として『拘置監は監獄に非ず』との一論を起したり。而して右論文が其本旨を奈邊に置きたりやに就ては、大方の讀者諸君が悉く諒解せられたことと信するのであるが、茲に前月號に於て、見十生なる匿名を以て、而も殘暑片語なる題目を以て批評せられたる一語がある。

其文意は監獄なる字句の解釋には二様ある。若し余輩が監獄なる字句を Prison なる意味に解釋するならば拘置監も監獄であるではないか、若し獄監を刑罰監と解するならば拘置監は監獄でないこと勿論であつて、勿論なることを今更の如く論ずることの

「拘置監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

とするものである。

(二)

先づ余輩は拘留監分離問題が大きな問題であるが故に、永年且多數の學者達によつて論議せられた其大勢を紹介して、見十生に答へ様と思ふ。余輩が前論文に於てプロシヤ及ブランデンブルグの沿革を述べたことは、一面に於ては刑罰監と審判監との分離問題であり、他面には審判監を監獄即ち Prison より脱却せしめんとする一の沿革であることは既に諒解せられたことと思ふ。

此問題が最も盛に議論せられたのは千八百八十二年以後の獨逸である。何故に余輩が獨逸を主として引用するかといへば、我監獄法規が普露西亞監獄規則を母法として居ることは、何人も熟知して居るからである。

今述べた千八百八十二年以後に何故に拘留監問題が論ぜらるるに至つたかと謂ふに、當時の監獄制度を見るに、拘留監は禁錮監の一部に納められ、之に

から切離そうとする余輩の議論と説明の方法は異りと雖、目的は一つであること余輩の前所論中拘留監は刑事被告人の自由なる合宿所の程度に改良したいと謂つた余輩の希望によつても明かである。

吾が國では本論に關する参考書となるべきものが極めて少いのであるが、之は我國の監獄學者や實務家が見十生の謂はるゝ如く、見様によつては監獄であり、刑罰監のみが監獄なりとすれば、拘留監は監獄に非ることは當然であつて、今更議論を起すのを愚なりと信する者が多いからではあるまいか。或は國際的施政たるべき監獄政策を、日本に限らんとして他を斟酌することなき井底の痴蛙に終らんとする者が多いからではあるまいか。

然らば外國では如何なる學者が之が論じて居るかと反問さるるであらうから、余輩は左に千八百八十二年以來の此の論議に關與した諸學者を紹介しようと思ふ。

一、千八百八十二年にはペテルソン (Peterson) 氏

「拘留監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

關する著書の如きも刑罰執行の中に包括して説明せられ、處遇の如きも受刑者と刑事被告人とは同様であつた。何故に刑事被告人の收容所が禁錮監 (Zentralgefängnis) の中に包括建設せられ、僅かに分界したのみにて申譯的に區別をするに過ぎないのかが當時の刑事學者の問題とするところとなつたのである。

註 Muller: Justizverwaltung Bd. II

刑事被告人が無罪になつたとき、國家は例令拘禁のみを目的とする監獄 (Gefängnis) とは謂へ、その拘禁による不利益に對し其儘にすることが不合理であり、大の蟲を助くる爲めに小の蟲を殺すといふことは、苟も人間社會では通用しないことであるから、拘留監は全然監獄たるの概念から之を取除かなければならぬ、而して他に之に代るものを見付けねばならぬ。この議論迄起つたのである。

如斯議論は今日我監獄法第一條が「監獄ハ左ノ四種トス」として、大體に於て刑罰執行法規と見るべき監獄法に拘留監を包含して居る其監獄といふ概念

がゴールトダムマー寶函 (Goltmanns Archiv)

第三十卷三百三十九頁に於て拘留監の改良論を出して居る。

二、ローゼンベルグ (Rosenberg) はツァイトシュリフト第二十六卷三百三十九頁乃至三百四十七頁に「未決拘留の改正」(Die Reform der Untersuchungshaft) と題して論じて居る。

三、テウロイ (Teu) は千九百四年十一月に「チュルメルに於ける未決拘留と其濫用」(Die Untersuchungshaft und ihr Missbrauch in „Fürner“) と題する著書の第百六十九頁に於て其改正論をなして居る。

四、ハイネマン (Heinemann) は千九百六年に柏林で發刊した刑事手續の改正委員會覺書による被告人の法律上の地位 (Die rechtliche Stellung des Angeklagten nach den Protokollen der Kommission für die Reform des Strafprozesses) など著書の第二十一頁に之を論じて居る。

「拘留監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

五、ボチ(Bözi)は千八百九十七年プレスラウで未決拘留の改正論(Reform der Untersuchungshaft)を發表してゐる。

六、ツッカー(Zucker)は千八百七十九年ブラーグで未決拘留の改正必要論(Die Reform der Untersuchungshaft)を發表して居る。

七、ヘッツェル(Hetzl)は千八百九十八年プレスラウに於て未決拘留論(Die Untersuchungshaft)を發表して居る。

八、ストランツ(Strunz)は千九百八年中に獨逸法曹新聞に於て此の改正論を發表して居る。

九、ワツハ(Wach)は千九百九年一月一日の右新聞に拘留監の濫用(verschwendischen Gebrauch)を重大なる缺點として摘示し、之が改正を論じて居る。

一〇、オットー、クエーラー(Otto Kähler)は千九百四年にハレに於て「刑罰と未決拘留に對する賠償」(Die Entschädigung für Strafe und Untersuchungshaft)なる論文を發表して居る。

く、我現行刑法第九十七條第九十八條の所謂「既決未決の囚人」なる文句に拘泥したとするならば、或は余輩は拘留監の改正問題に關する諸種の議論を知り過ぎて此拘泥を來したのかも知れない。見十生の余輩の論文に對する批評はあまりに皮肉に過ぎたものではあるまいか。

(三)

前項に於て述べた諸學者の中、ペテルソンが始めて現在の刑事手續の構成の中で、一番不思議な點は拘留監であると道破したとき、苟しくも拘留監を論せんとする學者は「成る程善いところに氣が付かれた」と謂つて、吾も吾も意見を發表したではないか、オットー、クエーラーは「國家が自ら其法益を害せられたときは、直ちに其補償として刑罰を科しながら誤判に了つたときは之を其儘にして置くことが根本的考へられないことである。(begrifflich undenkbar)」といつて、拘留監と補償問題を結び付けようとした議論をさへして居る。又オーサー、ヘンシエ

「拘留監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

erungshaft)なる論文を發表して居る。

一、オーサー、ヘンシエル(Author Henschel)は千九百九年に伯林に於て「未決拘留の改正」(Die Reform der Untersuchungshaft)なる論文を發表して居る。

其他にレーウエンスタイン、リスト、アシエロツト等多數の學者がよつてたかつて、恰度現時の我拘留監と同じ状態の獨逸の拘留監を種々なる方面から改正し、又は監獄より分離し、又は其拘禁に對して補償を與へしめんと議論を起したのである。余輩の前所論は見十生の所謂「廣義の監獄」から分離すればとの議論であつて、之等學者中の拘留監を監獄より分離すべしとの議論に來るのである。

以上の如く重大なりと諸學者が論じ合つて居る問題を、見十生は暑中語りとして一笑に付して居られるが、そうする爲めには餘りに問題が大き過ぎはしないであらうか。

余輩が前論を起した動機が見十生の謂はるるが如ルは「吾々は拘留監の多くの缺點を排斥しようとするならば、一部は他の改正問題と比較し、之に従ふか又は他は新しい參考を得て、根本的創設的説明を爲すかの二つの點に分つべきである。

其の一は第一一般に拘留監を取除くには如何様にすればよいか、又如何なる範圍でやればよろしいかと謂ふ點である。拘留監と同じ種類の代用物を特に考察し、即ち宅預け(Hausarrest) ^{註三} 分限(Kingrenzung)警察監視(Polizeiaufsicht)誓約(Geldbüdnis)及保證(Siche rheitsleistung)に付て考へて見る。

註二、Hausarrestは閉門を謂ふ文字と預けといふ文字に解するこゝが出来る。伊太利に於ては閉門を一種の刑罰と見て居る様である。我國の徳川時代に於ては閉門は一つの刑であつたから、寧ろ徳川時代に於て用ゐた「名主預け」とか「細川越中守に預け」等に用ゐたる宅預けと解するを適當とするかも知れない。「預け」は刑事被告人又は處刑を待つ人に用ゐた様である。

註三、我監獄法には分限と分界と二様に用ゐて居る分限は男女を區別するに用ゐ、其の他は分である。而して分限は分界即警察監視と拘留監との區別よりも更に嚴重なものと解するこゝが出来る。

「拘留監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

來るから、獨乙の禁錮監に於ける拘留監を他の刑罰監と分界に
よらず分際せんとする意味にて之を掲げたのである。

然し乍ら之等は何れも適當ではない、共通的な即
ち總ての事情の下に、且各場合に例外なく適用の出
來る拘留監の代用となるべきものを作らねばなら
ぬ。(註四)

其の二は更に進んで拘留監の執行の種類及方法を
考察することである。(註五) 此の關係にて現行刑法
の賞賛の價値ある改良として認めらるる動議にて新
しきものを委員會に持ち出す。^{註六}

然し乍ら此れも亦拘禁を不正に科すとか拘禁期間
が長引く様になる原因の悪い點を除去するには永續
的のものではない」と、他の學者の批評を爲して居
ると同時に、或は豫審の手續或は拘禁に對する訴願
權の點等より根本的にして永久的に拘留監を改正せ
んとして居るのである。

註四、ローマンベックの所論參照 (Die Reform der Untersuchungs-
haft. 366—374)

ば宜敷かと謂ふことを研究する責任を感じたのであ
る。

此の時に當つて手に入りたる材料が即ち中華民國
看守所暫行規則なるものであつた。同規則に掲ぐる
ことが實現し得るならば、證據保全を貫徹しつゝ、刑
罰監と同列なりと考ふる誤解せる國民觀を一掃し得
るものなりと信じて論じたのが余輩の前論であつた
該論文が果して拘留監改正論として見ることが出來
ないであらうか。

(四)

勿論見十生の謂はれた如く、字義の解釋を廣くす
るならば、全然別個の官廳例へば現在の監獄の他に
矯正院も感化院も獨乙や伊太利にある酒癖者治療所
(Trinkerheilstule) をも監獄なりとするも何等弊害
はないであらう、然し乍ら永い間同一概念の監獄な
る名稱をやつと逃れ得た矯正院や感化院を何を苦し
んでか監獄と稱する必要があるか。

而して余輩は拘留監を我監獄法第一條の列から去

【拘留監は監獄に非ず】に就て見十生に答ふ

註五、ツッカーの Die Reformnützlichkeit der Untersuchungs-
haft. 123ff 參照。

註六、ローゼンベルグ前論三八四乃至三九二頁參照。
ガチー前掲著書二十三節、參照。

ヘツツエ 前掲著書三十五節、參照。

上述したる如く拘留監を廢止して、預けにしよう
とする説とか、誓約させるに止め様とか、或は單に
保證に止めんとする學者の議論の如き、之を實際上
證據保全の上から見て洵に首緊に當らない説である
ことは實務に當つて居る人々は、直に諒解すること
が出来るであらう。

又ヘンシュエルの如く訴願權によつて拘禁による不
利益を去らしめんとすることは、吾人は一理あるこ
とと同意を惜しまないのである。

何れにせよ余輩は此諸學者が現行の我監獄内の拘
置監を根本的に改革すべしとの議論の先驅をして呉
れて居ることは、大に意を強くしなければならぬ
と同時に、余輩自らも何によつて拘留監を改正すれ
らしめんとして、其例を感化院と監獄に取つた筈で
ある。

又見十生の謂はれる如く、監獄とは廣く人衆を囚
禁する場所を曰ふものである(此の言葉は見十生の
御意見たると同時に監獄の定義としてよく用ゐられ
たもので、谷野格氏の監獄學第七十九頁の言葉を借
りたのである)とするならば、勿論感化院も矯正院も
拘留監も皆監獄たることを誰れが反對するものがあ
らうか。けれども此の漠然たる言葉には時代は頗る
飽き足らなかつた。感化院の目的は人を感化するの
みを目的とするのであるから、監獄といふ囚禁を第
一の目的とする所から離さねばならぬ。(註七) 矯正
院は人を矯正しなければならぬ目的の所であるか
ら、監獄といふ囚禁本位の所と離さねばならぬと謂
ふ考が切に起つて、監獄の定義は今日使用される
犯罪人を處罰し且感化すべし (zu strafen und zu
erzählen) 所であるとの點だけが残る様になつたでは
ないか。

「拘置監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

註七、 Versuch einer Abgrenzung zwischen Erziehungs und Strafanstalt. Von K. Wittig, Bautzen 1921 參照。

殊に最近になつては監獄自體すらも囚禁本位に間隙が生じて来たではないか。即ち典獄は行狀善良なる受刑者に四目の期間を以て休暇 (Dauerurlaub) を與ふることが出来、效外散歩を許す制度が生じて来たのである。(註八)

註八、 Dienst und Vollzugsordnung für die Gefangen anstalten der Justizverwaltung in Preussen. 1922.

如斯典獄の歴史的變遷は監獄の範圍を漸次縮少して来たのである。之を簡單に示せば、昔の監獄は被告人も受刑者も乞食も浮浪者も皆包含されたものであつた。而して時勢の推移によつて監獄そのものが如斯ものを囚禁するとはないとの理由で、乞食も浮浪者も監獄から追拂はれたのである。同じ理由で刑事被告人を收容する場所は監獄に非ずと謂つて、之を追拂ふに疑義が生ずる筈がないではないか。見十生の心配して居らるゝ拘留場や勞役場を監獄より

駕するかも知れないのである。

昔未だ法律の規定の外に環境や健康や其他の事情を斟酌する餘裕を持たなかつた裁判官が、懲らしめの爲めに未決に繋ぐことをあたりまへと考へた時代を想像するとき、成る程拘置監も懲しめにはなると思つた。然し乍ら拘置監は證據保全の爲めであつて、懲罰的色彩ある場所としての拘置監は成る程監獄に違ひあるまい、けれども拘置監は如斯性質を有すべきものではないといふことは、即ち拘置監は監獄に非ずとの所論を起すに、毫も支障を來さないものである。

然し乍ら現今直ちに拘置監を根本的に改革して、之を合宿所に爲すか、或は全然廢止するが如きは證據の保全上到底許されない事情あるべしと雖、之を或は感化院の如く或は矯正院の如く監獄たるの概念より驅逐することは敢て證據保全の原則を害することなく、又一面には誤れる拘置監は監獄なりとの國民觀を正すに最も機宜に適したるものと謂ふを得る

「拘置監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

除去しなければならぬことは勿論である。

終りに余輩は我國現行の拘置監制度を論じ度いと思ふ。

余輩は大正十年九月一日に實驗の爲めに、東京監獄の一房に這入つて一夜を明したことがある。現行監獄法に規定してある通りの拘禁を受けたのである。形式的拘禁であつて、余輩の内的自由は更に拘束せられざるに拘はらず、僅かに一日の拘禁に於て拘禁其物の大なる苦痛は之を明かに感受することが出来たのであつた。外から錠をかけられたとき總ての自由があるに拘はらず、若しも火災が起つたらばといふ杞憂も生じて来たのである。自ら願つて下ろして貰つた錠を一夜その儘にして置く我慢が堪へられぬ苦痛であつた。

更に難多な感情を交へて拘禁される刑事被告人はより以上に苦痛が感せらるるの當然である。此の點に於て未決拘禁は或意味に於て自由刑の苦痛を疑

であらう。加之監獄法規を脱し去りたる曉には、受刑者と同程度に服すべき現今の懲罰制度の矛盾も救済され、その他の處遇と雖、所謂看守所暫行規則中の「平民と同じくすべき」、原則に近き處遇に進むことが出来るであらう。

一 刑罰の執行方法自體が既に應報より感化に遷り、我行刑局は月刊の雜誌「人」の看讀を統一的に許すの舉に出でて居る。之は我行刑上の一大進化であり、刑罰執行歴史にエポックを作つたものであると推賞しなければならぬのである。如斯刑罰自體に一大進化を劃したるの時代に、何を苦しんで監獄に非るものを監獄として存置するの必要あらんや、見十生の提案中第一の六に「未決勾留を受けた者が現在の監獄から釋放された時、保釋で刑事被告人拘禁所から歸つたとは云はぬ。正直な奴は監獄から戻つたと謂ふし妙な奴は別荘から引き上げて来た」と云ふと謂つて居らるゝ、その「監獄から戻つた」と謂ふ文句の解釋を世人は何んとするか、「奴は前科者だ

「拘留監は監獄に非ず」に就て見十生に答ふ

とかもつそう飯を食つた」とは解釋しないであらうか、これは監獄に非るものを監獄と爲さしめた監獄法の缺點である。例へばもと監獄であつた分派の感化院を出た者を「感化院上り」だといふ場合がある。「感化院上り」といふ句を吾々は果して刑を受けたとか「もつそう飯を食つた」との聯想に導くことは出来ないではないか。然も感化院は現在も一つの囚禁の場所たるを失はない、之をしも見十生は監獄と謂はふとせらるるのであるか。

拘留監の改良は先づ監獄なりや否やは先決問題であらねばならぬ。手續や便宜で厄介拂をして貰ひたいとの見十生の議論は題材と同じく殘暑片語である。

以上記述したる處或は重複したかも知れない。これでもか、これでもか、と學者の名前や著書を列らねて、拘留監問題が實質上大なる問題であると紹介したことに、大人氣ないどころがあるかも知れない。然し乍ら屢々誌上で御目にかゝる見十生があれだけ

多くの學説をそつちのけにして居られたことを遺憾としての結果である。勿論余輩は監獄事情に通じないが故に、背察を放れて居るかも知れないのであるが、此の點は先輩である見十生に更に御指導や御批判を受け度いのである。

終りに問題にせられずして了るべき余輩の拙なる論文が、見十生の御批判を受けて、余輩が更に一層研究せんとする野望を起し得たことは見十生の御好意に深く深く感謝し、本論文中野言を弄したる點は特に宥恕を乞ふ。尙今後啓發を賜はらば余輩の衷心光榮とするところである。

參考

- 一、拘留監非監獄説 第九頁
- 小河滋次郎氏著監獄法講義
- 二、拘留監監獄説 第一、二頁
- 三浦榮五郎氏監獄學
- 谷野格氏 監獄學七十九頁八十頁百十六頁

監獄學の研究 (四)

イングランド及びウエールズの監獄狀態

文學士 佐々木英夫

第二章 獄内の悪風

目次

- 入獄料——博覽——足枷——町を替えること——未決囚の處分——巡回裁判所の獄書書記等——牢番の管區に居らぬこと——妻子——監獄の私有財産——囚人の數

(一)

殘酷な風習が吾等の多くの監獄内で行はれる。即ちそれは囚人が新來の囚人に入獄料(一)又は加入料(二)又は(倫敦の或監獄で呼ばれてをるやうに)仲間入料(三)を要求することである。『拂へ然らざれば剥奪せよ』(Pay or strip)とは避くべからざる語である。余は避くべからざるをいふ。何故かといふ。

二三のものに左様であるからである。金を持たない所の人は、其のありもしない衣服の一部分を手放すことを餘儀なくするのである。而して若しも囚人が寝るのに寢具や蓑を持たないとするれば、必ず死病を招くのである。(四)

註(一) 譯者曰はく入獄料(Garrish)とは新入の牢囚から古參の牢囚に拂ふ金である。

(二) 譯者曰はく加入料(Cooling)とは仲間入の徴として出す金である。

(三) 譯者曰はく仲間入料は(Chumage)の譯である。

(四) 『一七三〇年にニコラス・ロバート(Nicholas Bennet)がジョセフ・ロビンソン(Joseph Robinson)のジョン・ヘイル(George Taverner)に入獄料(Garrish)

(三)の風としてニュー・プリズン(New Prison)で二ギニー半(一ポンド六ペンス)の銀貨二枚と半ペンスの銅貨二枚を掠奪した所のジョン・ペリス・フナー(John Perisford)とオールド・ペリー(Colp. Pelly)に於て告訴した。何故と云ふと、その事實が明に證明されたからである。彼等は凡て毆打(assault)及び強奪(Robbery)の有罪であつた。而して金を取るこの不名譽であること及び強忍なことを他人が行はないやうにさせる爲めであつた。而して若しもある理由で收監された所の囚人が、剝奪を受けた爲め、何も持たなくなる事、可愛さうにも屢々被服や必要品の缺乏の爲めに死んだ。彼等は死の宣告を受けた。』

Burton's New View of London, Page 408.

(一) 譯者曰くギニー(Guinea)は二十一志に當り、阿弗利加貿易の爲めに鑄造された金貨で、一八一三年に鑄造済み、今日では唯計算貨幣たるのみである。

多くの監獄では、新來の囚人は其の收監に際して古參の囚人に入獄料(Guinness)を支拂つた。而してそれから後の夜の大部分は飲めや歌への底拔騒ぎに費されるゝるが屢々ある。

此の實行で利益を見てゐる所の典獄や酒場の給仕は、それに關係した間には濫々答へるのが一般であ

等である。此の國では最初の三つが最も普通である。

而して特に骨牌戲が盛である。地方監獄では此等が備へつてない所は其だ稀である。而して人は殆ど囚人が弄んでゐるのを見ないで入込むことは出来な

い。倫敦では余の擧げた所の凡ての種類が用ゐられてゐる。二八二頁二十頁監獄學の著者曰く余は競技を他に轉せしめようとする反抗者ではない。然しながら無秩序とか口論とか不敬とかは彼等が遊戯をした時に普通あり勝な事である。余は彼等の債權者の財産を賭けてしまふ債務者が二三の監獄では非常な額に爲つたと云ふことを承知してゐる。假令彼等が囚人自體でなくて、博徒の詐術にかゝつて博奕が實行される所へ屢々來ることは確である。博徒の詐術を云ふことゝも宣言してゐる。

博奕をしない所の囚人の仲間には、博奕中は中庭の散步することを妨げるから、其の不便に就て不平を云ふのを聞いた。余は此等が監獄の構内で凡ての種類

の博奕を禁じる有力な理由だと思ふ。而して其の

る。余が種々の監獄に就て書下した所の入獄料に就ては、屢々入獄料を支拂つた囚人から内々聞いた所に基いたのである。然し余は其の金高は屢々次の囚人仲間や、新收監者の事情の相違によつて、變化されたこと云ふことを承知した。ある監獄では、若しも重罪犯人が債務者の入獄料を拂ふことが出来れば(それは普通重罪犯人の入獄料よりも一層多くである)彼は其後新來の債務者が支拂ふ入獄料の幾分を得べき權利を與へられるのである。ある場所では、此の要求は近頃動搖を出じたり、他の所では長官が嚴格に禁じた。

(II)

甚だ屢々種々の形式を有した博奕が行はれる。即ち骨牌戲(Cards)骰子戲(Dice)九戲柱(Whittles)九本立つた棍棒を木球で倒す遊戯(Mississippi and Port-bello Tables 撞球戲(Billiards) Fives (a game of handball played in a roomy court against a wall, chiefly at the great public school of England) 庭球(Tennis)

(III)

重い足枷を履かせ、その爲め彼等は散歩をしたり或は眠る爲めに臥床することさへ困難であつたり、苦痛であるやうにさせること云ふのは、余が非難しなければならぬ所の一つの風習である。ある地方監獄では婦人も此の奇酷を逃れはしない。併し倫敦では彼等は逃れる。而して其前に此の國ではそれは必要ではないのである。其の實行は寧ろ余が疑ふ所の強欲から起つたのでないとすれば、全くの暴虐である。何となれば、地方典獄は時としては特赦を與へる。而して若しも彼等が其の代りに拂ふならば、『足枷の選擇』(“the choice of irons”)と彼等が呼ぶ所のものを以て男女の囚人を恣にさせるからである。合するも答へるも云ふことゝも宣言してゐる。

監獄(特に當時再建せられる筈であつたニュー・ゲート監獄)に就てサー・ロバート・ラッドブローク(Robert Tadbrooke)にあてた手紙の著者は、其の七九頁に於てHorn's Mirrow of Justice Lord Coke等

の迫害等に對する意見を引用してをる。而して其の後に「前問ある Hals's History of the Pleas of the Crown の著者も亦同様に、囚人が手に餘る所どか又は逃走を企てる様な恐るべき正當な理由がなければ足枷は用ゆべきでない」と云ふことを宣言してゐる。一方に於て典獄が普通實行してをるにもか、はらず、それは全然是認してはならないと思はれる。蓋し英國法の温和なこと及び人道的であることに反對して見えるからであつて、典獄は彼等囚人を苦痛や（拷問機）苦悶におくことを禁せられてをる。』
監獄委員の紳士等は典獄が實行した惡習に、正確にして且つ熱心な審査をなして名を擧げた。(一)彼等は二七二八年二月二十日艦隊監獄に關する彼等の報告中に、番人に足枷を置かれた所の人が、裁判官に差出した歎願書を記載した後に、裁判官は番人を懲戒したことを吾等に報告し而して『典獄は犯人の罪あることを見出さない内は人に足枷をさせることを辯解することは出来ない。』と云ふことを宣言し

た。「安全に禁錮するのに必要である」と云ふのは典獄が此の實行の辯護に用ふ口實であるが、若し彼等が用ふるために作つた土牢を禁じた時には、同じ監獄の番人に最高裁判官なる王(后)には大法官の命令であると答へられてもよい。其の裁判官は『彼等は其の石牆を一層高くすべし』などと宣言をした。(二)同委員の報告を見よ。石牆を高くすることを忠告した王様には、牢番の数は囚人の數に比例して増加せらるべきものであると云ふことを附加することを敢てしてもよいものである。』
此の委員は二七三八年出版の Webb の三四〇號の左の數行で、トマソンに賞賛せられてゐる。其の詞の關するは……人間の不幸と接觸し、陰鬱な監獄の憂鬱の中に救済的に尋れた所の僅な實大人を忘れることが出来やうか、同情を受けない、而して互を傾けるものがない不幸が呻吟する所、病氣で憔悴する所……
萬歳、愛國者の團體よ。その人々は秘密な嘲弄を蔑視する人だ、正氣と慈悲とが道を導く時に、……
探索された殘忍な光にまで曳すつた。



獨逸馬克價值の下落

從來獨逸が價金を支拂うに必要な金貨を得るに就ては、中央銀行の所有する金貨準備に之を求めたこともあるが、中央銀行の金貨

彼等の手から壓迫するものなる殘酷な職權を執ち取つた。……
向々愛國者の選り分ける所の手が入用である。
假令吾等の重罪犯人の大膽不敵な特性が、どうしても足枷で彼等を束縛することが必要缺くべからざる様に見えたとしても少くとも、足枷なしで、其の審問の爲に法廷に彼等を件れて行くことが正當であるにちがいない。物の分る記者は牢番が安
全な禁固の實際的必要上採用することを餘儀なくされたのでなければ、それが國法であり、而して儘に普て左様であつたにしても、囚人は何時でも足枷を履かされることは、不都合だと言ふことを認めるのである。
(Principle of Penal Law, P. 187)

準備を空虚にすることは、國として忍ぶ能はざる所であつて、之を避ける爲めに、内外市場に金貨を求め手段に出でた。而して之を求めらるや、中央銀行をして不換紙幣たる銀行券を増加させ、政府は之を借入れて、金貨買入の資金に充つることの結果價金支拂の義務の履行されるに隨つて馬克銀行券は内外の市場に横溢し、金貨に對する馬克の價値は暴落を來さざるを得ない。今日馬克が殆ど見る影もない位に價値に低落を來したのは、一に此關係に基くものであつて、其獨逸經濟に災禍を及ぼすもの少ししなものである。
以上の事情は近頃爲つて漸く聯合諸國に依り、理解されるに至り、英國の如き獨逸に對する態度の緩和された趣きがある。然るに聯合諸國中一の佛蘭西ありて、往年獨逸に戰敗の憂目を見せられた怨みを忘れることが出来ず、一方に獨逸の國力を根本的に倒壊しやうとする餘り、獨逸賠償金を輕減しやうとする議論に對しては佛蘭西先反對する爲めに、此議の成立する碍と爲るものは、吾人の甚だしく遺憾とする所である。文明國に於て常に唱へられる道徳なるもの基督教國に於て昔から教へられる徳義なるものは斯く幾年前の怨恨に拘泥して、一時敵と爲つた國民に向つて出来るだけの壓制を加へ其生存すべからざることを辭せざる次第であるが、私は其然らざるを信ずるとともに佛蘭西の狹量佛蘭西人の臆病に對して、侮蔑の念を儲すことを禁するを得ざる者である。



○富久町より

南 柯 生

は表面よりも慘憺たる者で、結局は臭い物に蓋をするの外はない。富久町の別房に居る一人が、「俺は世間の悪徳や非行の見本に這入たのだ」と云つたことであるが、時に取つて痛切な叫である。

三 計劃多くして實行これに伴は

す、無暗に買込んで吐出す途を知らないと、品物は悉く腐敗する。

政治、經濟、宗教、教育、商事、工業、其他あらゆる方面に於て、

現今此渦中に投せられて居ることが頗る多い。行惱み、行詰り、と

云ふ嘆聲は皆此の處より發せらるるのである。入るを量つて出づる

を制し、適材を適所に配し、深く

能率の増進を思ひ、事務の分配を

名は實の資なりと云ふ諺は全く裏切られたことが分る。

二

世の中は獨り富久町ばかりで

はない、聖人君子と呼ばれる男子に

悪行が多く、品行方正の標的とな

るべき人に鼻を摘まむ様な不行跡

がある。洗い來れば社會の其裏面

適當にし、緩急宜しきに勤め、調節、案配以て遺算なきを期せざるべからず。今の時に於て一に具眼の士を必要とする。世は全く眼くら千人眼あき一人と相成候。

四 流行と云へるもの、いたく浮世

に一時の勢力を占め居るも、其語の示す如く、流れ7て其行くところを知らざること、艦舵なき一葉の船の大海に浮べるが如く、物質の方面に於ては鼻の眼の如き丸るき籠甲の眼鏡、紳士の間に流行し遂に淑女にまで及び、夏は又宮本武蔵乃至熊坂長範の所持品とのみ思ひ居たる鐵扇様の黒き扇子、紳士は云ふに及ばず、所謂吹けば散りなん風情の織女の手にあうが

れて、此黒扇徒らに浮名を扇子の團體に流し、扇子は軽くとも流行の重んずべきを暗示し、其他鴨綠江節衰へて普天の下、率土の濱、安來節ならざるなきが如き、更に思想方面に於てはデモクラシー漸く下火となりて、勞資問題に、教育問題に、物思わしげなる秋に入りて徹底又は調節の上に眞面目の風吹かんとす、吾人は茲に健實と眞面目の流行を望むや切なり。

五

九十度の熱、いつしかに散じて

新涼頼みに加はり、燈火親むべくタングステンを用ゆべく、讀書の好季節となりぬ。某君の來信に曰く、「涼風南窓より入りて、梧葉庭前に落ち、氣殊に清肅追々晩酌の

好季節と相成候と、まこと秋は活動の期なり、大に飲むも可なり、飲で事業を達成し、酌んで其天職の完成に努めらるべし。予は其與へられたる天地に於て大に個性の發揮に努むべし、曰く汁粉を飲んで、萬巻の書に親まんど。

六

剽盜を胡麻の蠅と名づくるは、

其賊たるや否や見わけ難きを胡麻の上の蠅にたとへるもの、根徒をすりと云ふはすりがいつ、行くさまにて物とらんとするなれば、すりと名づけたるにて、小賊を畫蕪と稱するは、白晝人の油斷を見て物をさらい去る爲めに、五雜俎と云へる書に「荔支果將熟有飛盜、綠樹接枝穢掄如風、園丁防

富久町より

之、若巨冠然瞬息不覺千萬樹一皆被三漁獵一名云「夜燕」此夜燕に對し、晝燕の語の傳はりしものならん、其他盜賊を白波と呼べるは別にあつて白波と逃げ行くが爲めにはあらで、後漢靈帝の中平元年張角と云へる者あり。幻術を以て巧に愚民を惑し、其徒三十六萬人遂に朝廷に抗したるより、皇甫嵩なる人征討使として之に向ひ、首尾よく大將を討ち取りたる由、然るに張角の殘黨西河の白波谷と云へる處に隠れ居て専ら劫掠を事とせしかば、時の人これを白波の賊と呼べるところより、遂に白浪と書くに至りしならん、孰も萬卷の書にあり、富久町よりざつとかくの如し。

思想の養成

文章を作らむと欲する者の最も先づ準備せざるべからざるは、思想養成のことなり、人誰か思想なからむ、されど富めること乏しきとの差あり思想の乏しき人の文章は讀者をして、興味釋然たりとの感を生起さしめず、其真意の了解に苦ましむるの憾あるを免がれず、文章にして真意義を了解し難く興味亦釋然たらざれば、之を作るも無用の事なり、されば豫め富麗なる思想を養成し置きて、一旦文章を作らば、讀者をして、痛き處に手の届く如く作者の真意のある所を充分に了解し得せしむるに島むべきは勿論、津々たる妙味によりて、能く其事物に感動せしめんの覺悟あるを要す、これ思想の養成を文章作成の第一義と爲す所以なり。

(名家談片) 其天賦

世界平和は夢か現か

中 島 徳 藏

方今國際間の標語たるもの、曰く國際主義曰く永久平和、曰く協同互助等即ち是である。之によれば、地球上既に國境の藩籬もなく、人類の異同もなく、將た文化の優劣もなく、有らん限りの人は皆親睦平和の零團氣内に適せんとしつゝある如き觀がある。

其の概念を掴まなければならぬ、我れは昔戦後非常に疲れ切つた「平和なればならぬ」の平和論、又た我れは領土廣大、資源豊富である、「富分戰ふの必要がない」の平和論、は共に御都合主義で頼むに足らない。

我れは弱少貧窮で「戦ふことが出来ぬ」の平和論、又た我れは暗愚庸劣で「戦ふさへ考へられぬ」の事實的平和等は無能無力で共に語るに足らない。吾人は目下世界の最大國



時

論

一

叢

露獨をして其理想を實現せしめよ

永井柳太郎

私は露國も獨逸も將に舊文明を脱して新文明に入らんとしてゐる過渡時代であるから、此兩國をして行かんを欲する所に行くべき自由を與へると云ふことが其隣邦たるもの的高尙なる義務だと思ふ。獨逸の社會主義共和國が成功するか、露西亞のソビエツト共和國が其理想に到達するか、此兩共和國の將來は今後に於ける世界の改造方針を決する上にも重大なる影響を與ふるのであるから、此兩共和

たる英米の平和論を輕視しない、又た之れを那推するの不正を思ふ。けれどもウイリスンの十四ヶ條は何故に行はれなかつた。クレイやブライスマ、メフトの平和案が何故に實現の緒に就かないかと思ひ及ぶ時、轉た國際的正義の如何に認識し難く、又た樹立し難いものなるを知るのである。嘗てサン、ヒェル師が永久平和案を提出した時、大僧正フルツリイは「立派なものだが、一つの手抜きがある。これには多少の侯伯を改心させる使節派遣の規定がしてないと言つた。然り實際の平和は各國の改心を豫想する、特に先第一に最強最富の國民の自制寛大を基礎とする。吾人は紙上上の平和論に陥着されて、之れに標喜びをしてはならない。

平和は鏡鏡講究努力して、是非とも之を將來せねばならない。唯だ曖昧な、架空な、姑息な平和論は、偶まいて過る大戦の後を受けて更に一層廣大複雑な、一層猛烈悲慘な後年の大々戦を準備するに過ぎないかと思ふ。

労働問題に就て

永井 亨

近代社會に於て、何故に労働問題が最も重要な問題と看做されて居るかと言へば、これは必ずしも労働爭議が頻發して到底産業上の平和を期し難いといふためではなく、又必ずしも労働運動が勃興して往々社會に脅威を感じしむるといふためでもない。結局に於て國家社會の礎基根柢なるものは多數労働者の物質上及び精神上の幸福と安定とに存するからであり、又健全なる經濟社會には労働社會の堅實と満足とを要件とするからである。労働者の社會上經濟上に於ける地位境遇の向上改善はこれぞ現代社會に於ける根本問題であらねばならぬ。若し世人が問題の真相を促へないで、恰も労働問題なるものを財界の景況や時代の思潮に伴ふ一時的若くは間歇的問題であるかの如く輕視したり或は永久に解決し得ない至難の題目として自然の経過に放任するが如き態度を執つたならば恐らく社會の不

幸はこの上もないことであらう。若し又人々が問題の本末を誤つて産業の發達は國富を増進する所以なりとして只管私利を營み私益を計り、産業の發達は國富の増進も畢竟は社會公衆就中多數労働者の幸福利益に外ならない所以のものを察しないならば、恐らく國家の不運はこれに過ぐるものがないであらう。斯くて労働問題は社會問題の中心であり又經濟問題の主要なる一部であると同時に重要な政治問題でもある又緊要なる思想問題でもある。労働問題は物質方面からも精神方面からも、何れの方面からも觀察され考究され解決されねばならぬと共に、經濟學者も社會學者も、政治家も教育家も、宗教家も道徳家も、文學者も藝術家も、一切の識者は貴な分ち力を致すべき問題である。さりながら何故に労働問題が世に最も深刻なる難解なる問題であるかと言ふに、これは云ふまでもなく、生存の問題職業の問題であるからである。

（社會政策時報）



在監人遵守事項の改善

K T 生

在監人心得事項として遵守事項なるものがある。僅かに數條から成るもので刑事被告人も受刑者も區別がない。吾人は刑事被告人の心得事項に就いて少しく所見を述べて見たいと思ふ。

刑事被告人として拘禁された場合は、生活の様式は全然變るからして、起居動作をどうしたら良からうかと云ふ疑念が起るのは當然である。而して其の疑念に對して明答を與ふるものは即ち被告人の心得事項であらねばならぬ。然るに監獄は被告人に法規命令を遵守すべき旨を明告するけれども豫め其の法規命令を了解させない。其の實例として表現されたものはかうである。

其一、或る知識階級のもが筆禍事件のために禁

在監人遵守事項の改善

錮の處刑を受け入監の身となり、刑期満了して獄を出で感想を公にした。其の一節として役人は獄内の規則を明示しないで法令違反なりとして叱責するがあれは不當であると言ふことが書いてあつた。

其二、或監獄醫が分房拘禁を實驗するために十日間分房生活をした。其の感想中にも法規命令のことがあつたのである。それは平生種々の法令を心得て居る積りだが、監房に這入つて見ると動作の順序を思出せないことがあると云ふことである。

之れを照合して見ると獄内規定を詳細に了解させない缺點であることに氣が付くのである。どうして

なければならぬことを印刷物にして交附して置いて、さうして能く了解させなければならぬ。若し文字を読むことが出来ないものであつたならば、其の趣意を理解するやうに教へなければならぬ。それ故に遵守事項を改正して、朝夕の起居動作のことや、四季折々のことを心得させ了解させたいと思ふのである。

第一 姓名のこと

獄内に於て姓名を呼ばれて困まる人があるだらう姓名に代へて番號を呼ぶことにすれば良いのである。即ち稱呼番號は姓名の代りである。

第二 着換のないとき

新に入獄したものが消毒検査洗濯等の爲めに着換のないときは、監獄備付の衣類を貸與する。

第三 起床時間食事時間

起床時間、食事時間は汽笛を以て知らせる、聴力に異常あるものに對しては特別の方法を以て知らせる尙ほ擔任官吏は汽笛に依り更に其の旨を傳達する。

第四 起床のこと

(一) 蒲團を被り、又は枕を蒲團の下に置かないこと。

(四) 裸體、肌脱となり又は他人と接近して寝臥しないこと。

第六 人員點檢

點檢の令ありたるときは、豫ねて指定された位置に坐し、點檢官に於て番號を呼びたるときは在監者は「ハイ」と答ふ。

第七 座席のこと

雜居監房者の座席は左の標準に據る。

一 監房入口の方を首席とする。人員五人迄は右方一列に前面より約三尺を離れ前に向つて座し

若し人員五人以上の時は後方は前列に準じて座し前列と後列との間、約三尺の距離を置くこと

二 初めて入監したる者は入監の日の早きものを首席とする。

三 二人以上の者は入監度數少きものを首席とする。

一、起床の令と共に寢床を離れ、雜居房に於ては蒲團を四ツ折りに、獨居房に於ては蒲團を六ツ折りにして、書類棚の下に枕を蒲團の上に置き、洗面すること。

二、洗面後は室内を掃除し、器具を順序良く排列し室の中央扉に向つて坐し、人員點檢を受けること。

第五 食事のこと

食事の令にて食事を爲し、食事終了後は自ら飯器其他の物品を洗ひ、膳箱に容れ、備付以外の物品を返還すること。

第六 就寢のこと

就寢の令と共に寢具の準備を爲し眠に就く。就寢の時は

(一) 室内前面より約三尺を離れ寝臥すること。

(二) 貸與の蒲團は一枚を以て敷蒲團、掛蒲團に兼用し、二ツに折り、其の間に臥し、折端を右方に向けること。

四 懲罰を受けたる者を末席とする。若し受罰者二人以上ある場合は受罰の度數多き者を末席に

同時に懲罰を受けたるもの又は受罰度數相等しきものは入監の日時の遅きものを末席とする。

五 獨居監房は前面より約三尺を離れ、室の中央に坐すること。

第八 重要事項の申出

上訴の申立は辯護上に關するもの、若くは被告事件の審判遅延、其他一身上に關する事項は、可成速に申告すること。

第九 書籍等の取扱

書籍書類其の他の物品を汚損、毀壞しないやうに取扱ふこと。

第十 願出

在監者の申請は毎食事後に之れを申告すること。但急を要するものは速に申出づること。

第十一 急病、急用の報知

在房中發病其の他急を要する事態の發生したる場

在監人遵守事項の改善

合に限り、報知器を使用することが出来る。

三 第十二 携有物品のこと

自辨の被服臥具及び雑具にして室内に携有し得るものは左の標準に依ること。

一 被服

一 冬季 和服 綿入袴衣又は單衣若しくは兩着、二枚以内、羽織又は半纏一枚、襦袢二枚以内、帯(兵兒帶を含み)、手巾、襪又は猿股各一枚、足袋一足、腰巻一枚。

二 夏季 同上

單衣二枚以内、羽織一枚、襦袢二枚以内、帯(兵兒帶を含み)、手巾、襪又は猿股一枚、腰巻一枚。

三 冬季 洋服

上衣袴一組、胸衣一枚、肌着上下三枚以内、副締又は袴鈞一個、襪、襟飾、カフス、附屬品一個、靴下一足、手巾、猿股又は襪一枚。

四 夏季 同上

上衣袴一組、胸衣一枚、肌着上下二枚以内、副締又は袴鈞一個、襪カフス、襟飾附屬品一個靴下一足手巾、襪又は猿股一枚。

二 臥具

理髮剃鬚(婦女は梳髪)の際手足の爪を剪除すること。

第十五 屋外運動のこと

運動時は笠を冠り襟番號布は裏に返へし、言語形容を以て相通することを避くるため、約五間の間隔を置く。

第十六 入浴のこと

入浴に付ては左の令を用うる。

一 脱衣、此令にて脱衣所に進み、衣服を脱し、浴槽(湯壺以下同し)前に進み、下半身を洗ひ浴槽に入る。

二 洗滌、此の令にて洗場に出でて身體を洗ふ。

三 再浴、此の令にて再び浴槽内に入る。

四 出浴、此の令にて浴槽より出で、洗面所に進み、身體を拭ひ手拭を洗ふ。

五 着衣、此の令にて脱衣所に進み、衣服を着し退場する。

六 獨浴に付ては前項に準じ、入浴出浴をさせる

在監人遵守事項の改善

一 冬季

掛蒲團二枚以内、敷蒲團一枚、敷布一枚、布圍代用毛布は係官に於て適宜之れを決定する。

二 夏季

掛蒲團、敷蒲團、敷布一枚、蒲團代用毛布は前同様。

三 書籍、書類

但雜居監房は三個以内

四 雜具

齒磨粉壹個、眼鏡壹個、齒楊枝壹本、扇子壹本、石鹼壹個

第十二 書籍借覽のこと

書籍の貸與を申請する場合は、貸與書籍目録を借受け、自ら選擇すること。

第十三 洗濯交換補綴のこと

足袋、襪、猿股、腰巻、襦袢等を自ら洗濯し、又は其小破綻を補修し若くは衣類を交換することが出来る。

第十四 理髮のこと

第十七 請願作業のこと

作業を許可したる者に對する作業上の取扱は、凡て一般就業者の例に據る。

第十八 官吏面會のこと

典獄の面接日は毎金曜日各主任及び看守長其他の面接日は毎〇〇曜日である。

但し特別の事情ある場合は聽機を取扱をする。

監獄官吏に面接の申請は、其の主旨を明らかにして、面接の前日迄に申出づること。

以上は普通の煉瓦造の監房を基礎としたものである。若し其の構造が異なれば、多少變更を加へねばならぬが、大體に於ては變りはない。要は在監人の起居動作の準則となるものであればそれで十分である。



總集教誨に就て

教誨師 徳 永 憲 淳

近頃監獄の教誨と云ふ事が世評に上つて、効果が乏しいとか不徹底とか様々に論議せられる様であるが、さりとて如何にすれば徹底すると云ふ様な具體的な話しは殆んど聞かない。元來精神的問題は物質的問題の様に眼に見えてこれだけの効果があつたと具體的に云ひ顯す事が困難であるだけ、教誨の効果も云々すると云つた事が毀譽共に抽象的な議論になり易い。

又累犯率の遞減しない理由を單に教誨の拙劣にのみ歸するならば、行刑の効果をあまりに教誨だけに

試みに雙の受刑者に筆談でお前は教誨堂へ入つても何にも聴こへぬのだから入るのを止したらどうかと尋ねると、手を振りながら早速筆を走らせて、從令聴こへなくも教誨堂へ入るだけが楽しみだと答へる。況んや耳の聴こへる人々がどれだけ大きな期待を持つて居るかは云ふ迄もない事である。こうした話しを受刑者や、釋放せられた人々から異口同音に聞かされる度毎に、教誨の責任の重大さを感じずには居られない。或る時感胃の流行で數週間教誨を中止した事があつた。其の時事情不得止る事は一般が克く承知をして居りながら、日曜日が來ると齒の抜けた様な物淋しさを感じ、なせ教誨をしてくれないかと訴へて來たのであつた。

實際に一週一度の教誨が精神の醗積を晴らし、昂奮せる感情を緩和させ、従つて作業能率の上にもどれだけの効果を齎すかは、受刑者それ自身でなくては、誰れも其の心理が解からぬと良く打明け話しを

總集教誨に就て

片寄りすぎて見てゐるものではあるまいか。然し教誨の方法は時代と共に變化して時勢に適應して行く事が必要であると云ふ事は論を俟たない事で、昔しながらの方法では新しき思想を有してゐる在囚を感化することは到底出來ない。

先づ總集教誨に就て見るに、一般受刑者が毎週一度の日曜日の教誨をどれだけ待つて居るか、どれだけ楽しみにして居るか。變化のない獄中生活には教誨堂には入るだけでも又生々した御花を見るだけでも、どれだけ楽しみにしてゐるかは想像の限りでなく事である。

教誨によりて罪の自覺をなさしめ、信仰的の徹底的懺悔をせしめるとか云ふ事は、聴者各人の境遇や感情が違つて居るだけに、總集教誨よりも個人教誨の方が効果があるように思ふ。總集教誨に於ては宗教的信念の概念を作り出すだけでよくはあるまいか換言すれば信仰と慰安とを縦と横とにして自然的に懺悔悔恨の情に導く事が必要であるまいか。教誨には教誨の内容を總括的に表はした演題の提示が必要で、今日の教誨は何を聞いたのか問題の中心がどこになつたのか、監房へ歸つても解からぬ様では効果が少ない。

主題と話しがびつたり合ふ様な場合は、何時迄でも記憶に止まるものである、然し演題の表し方が尤も大切で、古いとか難解とか云ふのではやはり効力が乏しい。短編小説とか活動寫眞の題の選定方法を

參酌して、良く時代的表現法に叶ふ事が必要であるまいか。例へば強業難化とか強情心とか云ふ言葉より『受け入るゝ心のなき人』と云ふ言葉を演題とした方が新しく聞え、且解り易くてそれだけ聴者を引付けるか知れない。

次に用語上の問題であるが、教諭其の物が説き手の學識程度で考へたり、普通云ひ顯して居る様な事は自然に固くるしく、難解の熟語を連ねると云ふ風に流れ易ひ。宗教的な専門語や普通の講義に用ふる用語が程度の低ひ一般受刑者に解る道理がないや一度解からぬ詞葉が出て來ると、聴く氣がなくなる。従つて謹慎して聽いて居る様に見へても、心はいつの間にか他の空想に走つて居るものである。地方を巡回する布教使の用語を程度として考へて見ると誰れにも良く解る様で、中産階級者のあまり高尚でなく、又野卑に渡らぬ地方の言葉を斟酌して行き度と思ふ。又例證此等等は尤も通俗的な誰れも其の

急な流れと云ふより『滔々たる流れ』と云つた方が巍々が何んであり、『滔々』が何んであるか解からなくも、意味が想像せられ、強ひ感じを與へて話しが自然に生きて來る。

○ 一般的な筋通の通つた教諭でも、面白く愉快に聞かせるど云ふ事に留意しなかつたら、効果の薄いものである。普通一般の講演でも理窟ばかり捏ね上げて聞かされるより、やはり面白く愉快に話しを進められた方が感動され易く従つて拍手も多い。

次に感情の問題であるが一般受刑者の感情が偏狭であり、猜疑心の強い事は論を俟たない事であるが一面に實に涙脆い處がある。一寸悲い例話をすればちぎに涙を浮べる。此處が感情教育上見脱すべからざる處で、強盜強姦殺人と云つた残忍性を轉換せしむ可き注意點には相違なし。然しそうかと云つて涙を出させると云ふ事は考へるもので、吾人が人の身の上活しと聞いて感激のあまり涙を流す場合は大底其

生活の上知り得る手近かなものを使用しない。時には釋放せられた人々の心理状態や生活乃至は失敗の経路を話す事も一策である。此様な平易な例話を挿入したならば、少しは難解の言葉が先きになつても、喩の方で生かして聞かせる事が出来る。

○ 然し平易な話しがよいと云ふても、程度のもので或る人が童話ばかりを中心にして教諭を續けたら小供かもしれませんが云ふて、誰れも身を入れて聞かなくなつたと云ふ例がある。教育程度が低く、ても意外に常識が発達して居り、累犯者とか長期囚に於ては、看讀書籍で多少の勉強もして居るので、あまり平易に流れるとすぐ馬鹿らしいと不平を訴へて來る。釋放せられた人々から來る手紙を見ると、意外に形容詞が多く、美文を眞似てるのが多いのを見ても、要求してゐる所が奈邊にあるか、自然に窺はれる。

然し平易がよいと云ふても程度のもので、藝術的な美しさを感じる様な言葉が必要ではなからうか。例へば高い山と云つたより、巍々たる山岳と云ひ、

○ 場の限りの感情で忘れ易い。所謂『泣くに泣かれぬ』と云ふ時の感情が何時迄でも記憶に止まるもので、或る人の話しに『涙は感情を流し出す』と云つたが實際此の感を深くするもので、今にも泣かんとした感情を他に移して話しを進める事が出来たら、これに越した事はあるまい。

○ 又皮肉を云つて受刑者の肺腑を突くと云ふ事がある。之れを一般から『スツバムク』と云はれて、尤も忌み嫌はれる事で、皮肉も時には必要かも知れぬが、度々くり返す結果は悪感情を挑發するだけで、反つて反抗心に支配せられてしまふ。所謂和言哀語でニコ／＼と慈愛に籠つた態度が必要で、嚴しいお役人らしい態度は禁物である。

○ 社會に起つた新事件は一般が喜んで聞く、そこで迎合しよふとする處に危険が伴ふ。社會の新事實を徒らに並列する結果、受刑者の心情を攪亂動搖する

事のあるを考へて、其の取捨を慎重考慮せねばならぬ。周囲の人々には心静かに服役せしむる事が必要で、感情の激動激變は怖るべき結果を生みはすまいか。

歐洲に於ける公式の食卓話題が政黨政派に關する事、宗教々儀に關する事、性欲に關する事とを禁じられて居るのを見ても多數集合の席上徒らに人心を激動興奮せしめない事を禮儀とするに外ならない。

之れを要するに、總集教誨は一言一句卑しくもせず、非常の努力と細心の注意を拂ひ、日曜教誨の主旨を個人教誨に演譯し、彼此相應して其の徹底を期せねばならぬ、新任の教誨師の最初の一席が永く受刑者の信頼に關係する事は、誰人も常に見受くる處である。

藝術的な美はしさと、熱情に溢れた教誨、それが尤も望ましいものである。然しながら社會到る處に拍手を受けた講演が其の

儘監獄に爲されても、強ちにそれ程感激が伴ふものではない。之れが私の常に不思議に思ふ處で、境遇が人を支配する偉大さをつくつく感するのである。

總集教誨亦難いかなと思はず叫ばさせられる。(一一、九、二二)

行刑僻見と移動刑務

山形 高橋 庄藏

看守は看護卒であります。受刑者は社會性の欠如したる病人で、精神の安靜治療を必要とするべきものである。それ故看守は看護術たる倫理宗教の如きものをも教習すべきである。又受刑者の拘禁分類は感情犯、貪慾犯、虚榮犯、怠惰犯、遊蕩犯、色情犯と云つた様に分類することは年齢や犯數罪質の分類する以上大切である、斯様に分類し拘禁監獄を定むることとして各夫々設備や處置を異にすべきであると思ふ。勿論之れが爲めに移送押送費が嵩むる譯であるがこれは鐵道省と交渉して監房車(即ち移動刑務)を設備し必要の都度運轉することとし、看守をして乗務せしめて押送せば戒護者が少なくなるを得て且簡便であらう。(以下省略)

四人の迷信

教誨師 伯水正英

人間は誰でも程度上の相違こそあれ、迷信に囚はれるといふ弱點を持つて居る。勿論この弱點は平生には現れないけれども、何等かの機會に於て起るものにして、各人が畏怖疑懼を感じたり、歡樂成功の得意に處して、精神の常態を失したる時、又は戦争とか變災とか疫病とか云ふ社會的變動の威嚇に因る不安懊惱に陥りたる場合に、現れるものである。即ち迷信は個人の驚異恐怖といふ内部の心理的素因と外部の威嚇激變に基く社會的誘因によりて、爰に初めて發生し成育するものにして、而かもこの素因と誘因との關係は、如何に誘因ありとも素質を缺けば迷信は發育せぬのである。

かく迷信の起る根本的素因が精神上の驚異恐怖にあるを以て、平素健康と幸福の裡に生活せる間は迷信を信するに足らざる邪説として侮蔑し忌憚せるにも拘らず、一度不時の災厄や不慮の疾病に遭遇して、精神の動搖を來せば、忽ち種々の迷信に暗示され、遂にその虜となるのである。世上變質者神經病者の如き物に感動し易きもの、或は魯鈍頑冥愚直にして感情に執着し易き者は一般に迷信に墮ち易く、女子は男子よりも感情にもろく、意志強固にあらずして依頼心強きが爲めに迷信者多く、又自ら僥倖を望む投機業者や人氣を迎ふる花柳界に迷信の瀰漫せるは明かにこの理を證するものである。

次に不慮の災厄たる火災疫病や地震風雨等の天災

地變は、屢人心を戰慄せしめ迷信を生ずる動機となるものにして、其の例が少くない。今迷信を歴史的に觀察するに、平家没落の前に入道相國が病床で妖怪變化を見たり、北條の末葉に天狗の舞があつたと流布されたり、足利時代に御室の六本杉の上で天狗の會議が開かれたと傳播したり、又徳川時代の末期にお札の流行したるが如き社會的變革の後には必ず畏怖的迷信が勃興し流布して居るのである。近く歐洲戰亂の結果思想界の渾沌を來し、迷信的色彩の濃厚なる大本教の隆盛を極めたるが如きも全くこの理を物語るものである。

六

斯の如く迷信の發生し且つ流行する原因を探究し來る時は、拘禁生活の苦痛に惱める囚人は、確かに迷信に墮ち易き境遇に在るものと言ふ可きものにして、彼等は繁華なる社會より孤獨の牢獄へ温情溢る自由なる家庭を捨てて不自由なる冷き鐵窓裡へと生活の激變に因る感嘆と、良心の呵責犯罪行為に對

する不安に苦める者なれば、迷信に囚はれるは寧ろ當然とも言ふべきである。ロンブローゾーが其の注意深き研究の結果、伊太利に於ける犯罪者の社會には迷信家が多いとの斷言も條件なく首肯される譯である。今淺薄なる見聞に基きて囚人の迷信的事實に就き、些か愚見を披瀝して見度いと思ふのである。

(五)

積極的迷信の中にて其の多數を占むるものは現世祈禱にして、遠き未來よりは近き現世に於て神佛の利福に與らんとするが彼等の心理である。即ち彼等は正確なる因果律を顧みずして自己満足を追求する性急なる輩である。現實に苦痛を訴へ煩悶懊惱せる囚人が兎角現金主義に陥れるは、彼等の日常の行為やその陳述によりて立證されるものにして、隨つて「苦しき時の神たのみ」たる古語の如く彼等の宗教心なるものの多くは利己的現世祈禱である。今その例證として囚人の書信に現はれたる二三の事實を原文の儘擧ぐるに、

「私も別に身體には悪しき處無之候へ共、頭がやめ目も悪く、目は大山の不動尊へ明になる様參拜御願、又兩足もやめて何分困却致居候間、是も下小松の大仁王様に代參致被下度、外には別條もなく御き居り候間、御安心被下度候」

「當方にても家内一同の安全を朝晩神佛に祈つて居ります。誠に申譯之無候へ共、在監中は小生の無病なる不動權廿三夜様とに誓ひて下さる様御願申上候。是れ皆酒の爲めですから、酒は一生神様に誓居りますから、悪からず御安心下され度候」

素より此等は全社會に共通的のものにして、囚人に特殊の迷信にはあらざるも、一般世人に比較して數に於て多きことを推察され、且つ現在拘禁せられて不自由なる彼等は常にその代參を要求し、神殿や佛堂に於ける直接祈願にあらざれば、その願意の通せざるものと思惟せる様に考へられるのである。

四

次に囚人間には過去の犯罪事實、犯罪の發覺及び現在の苦境を以て一種の災厄と看做す思想がある。勿論この犯罪事實を直ちに災難なりと見る思想は、窃盜詐欺横領等の如き自發的に出たるものや、犯意

を經續して罪を犯したる囚人間には有せざるも、騷擾や傷害の如く真に一時の偶發より出たるもの、即ち犯罪原因が誘惑友誼不用意などといふ主として社會的にある者共は、確かにかく信じて居るのであるこの思想はやがて厄年等の迷信と連結されるものにして「今年に厄年なりし爲め遂にこんな災難に遭ひました」などと述ぶるものがある。

元來厄年なるものは我國に於て十九は「重苦」三十三は「散散」四十二は「死に」に通するが故に、よからぬ年即ち厄年なりといふ俗解あるも信據すべき程の理由がない。試みに内閣統計年鑑を繰くも必ずしも厄年に死亡者が多いといふ譯でもなく、又犯罪が厄年の者に多數を占むといふにあらざるよりするも、こは科學的價値なき一種の迷信に過ぎないことが明かである。又「當時私は魔がさしまして遂に意識に犯行に及びました」と犯罪行為を以て自己の所作にあらざる不可抗力なりと解釋する者もあるかくの如きは何れも犯罪原因を内に求めずして、

外にのみその理由を求むる者にして、迷信的心理に陥れることは否定し難いのである。又犯罪の發覺や現在の墮獄を以て不慮の災厄なりと看做す者も、同じく其の原因たる非行に對しては何等考へを及ぼさざるものにして、是は一般に迷信に陥りたるものが未來に希望と期待とを繋ぎて、全然過去の事實を穿鑿探究するの餘裕を持たず居ないのと同心理である。

五

感情に支配される判斷の誤謬の中に迷信の一種である縁起と云ふのがある。是はもと佛教の因縁生起即ち原因結果の關係を示したものであるが、後には縁起が善いとか悪いとかいふ風に誤解し變化したるものにして、世間でよく言ふ「ケチ」が付くとか「御幣かつぎ」をも意味するのである。而してこの縁起にも消極と積極との別ありて、俗間に於て物を貰つた時に先祝黃（先き祝ふ）の意味より附木を出す習慣や、婚禮にゴマメ（御無事）數の子子澤山 鯛（多居又は目出度）を御馳走中に加ふる等は積極的の縁

其の一例にして甚だしきは普通社會に於ては吉事の象徴として歡迎する鶴龜の如きものさへ、刑の長期を追想する意味より嫌ふものがある。此等は何れも囚人間に流布せる消極的の縁起として數ふべきものである。

六

前に述べたるが如く單に事物の名稱の同一又は外形的類似聯想より全く何の因果も連絡もなきものをもさも關係あるが如く考ふるより、呪禁護符として積極的に、價値を認むる迷信が囚人間に意外にも廣く瀰漫して居る。それは彼等が釋放の際官吏の目を盗みて何物によらず、内のものを社會へ持ち歸らんとする事實にして、その方法に於ても口中耳穴鼻孔甚だしきは肛門に隠匿するあり、特に使用閱讀を許可されたる筆軸の空間書籍の紙間に包藏するあり、負傷せるが如く粧ひて綿帯の代用なりと申し欺きて所持せんとするあり、或は公然と出獄後再び悪事を醸さざる様修養の資料として座右に置き度き故、襟番號

起を示し、正月三ヶ日に菜を食ふとその年中泣くことが多しなどといふは「菜食ふ」と「泣く」と國音相通するより縁起が悪いとて嫌ふは消極的の縁起である。吉事の聯想を喜び凶惡の想起を嫌忌するは素より人情自然の常なるも、縁起は全く信頼する價値なきものである。囚人間の縁起としては一般に獄衣連鎖等の類似聯想より猿を忌み、又彼等の過去の犯罪時に於て強迫觀念に襲はれて遠巡遲疑する態度の近似せるより蜥蜴蝮鼠を嫌ふ風がある。但しかかる繪畫や言語を教訓の方便として見聞したる場合は然らざるも、彼等の仲間が口外にするを縁起悪しき事柄として回避するのである。在監者が一刻も出獄の早からんことを期待せるは想像以上にして、其出獄日を忘却したる者のなきこと、日廻りの釋放日を計算し娛樂の一として之を教誨や入浴の度數に換算せること、或は無分別にも假出獄を出願する者さへあるより見ても推察されるのである。この觀念よりして囚人は誰しも長きものを忌ふ癖ありて、蛇の如き

や使用の器具を下附あるべく出願する者すらある。彼等が眞に悔悟して再犯に陥らざるべく決意せるならば、身心の垢穢を洗除すると共に、過去の舊惡や苦痛を追憶せしむるやうな何物をも除去せんことを望むを常事とすべきに、却て之を尊重する所以は、幾分珍奇を好む骨董の觀念より出たる所あらんも、多くは左の如き迷信的意義の添加に依りて價値付けられたのである。

一、獄中より社會に持ち出したるものは、嚴格なる檢閲檢身をも免れたるものにして、言はば未發覺のものなれば、之を所持して再び罪を犯すも發覺の憂なしとの意。

二、前述の如く囚人は一般に出獄を期待せるものにして、その出たい出たいの精神を持って作製したる品は安産の護符になるの意。

三、此等の物品は監獄の堅牢なる隔壁を突破せしものなる意味に於て花柳界に歡迎され、一日も早く廓外自由の身たらんことを祈ふ境遇の同様なるより

蕪娼妓間に珍重され、之を所持せばその願意満さる
との意。

四、彼等の作製品中殊にその重きをなすは所謂豆
草履とて、絲にて巧妙に作られたる極小さき草履が
ある。この草履に限りて通常のものとは異りて、最初よ
り先鼻緒が立てゝない。先鼻緒がなければ自然他人
に履き出さるることなしとの類音聯想より、之を財
布の中に所持せば金銭を掃き出すことがない。従て
小遣錢に不足を感せずとの意。

七

斯の如き囚人間に行はる積極的の縁起は、何れも
牽強附會の妄説にして、寸毫も合理的の理由を認め
ざるも意外にも一般社會にありては妙な意味に於て
之を重するのである。或る囚人が余に對し斯様なこ
とを告白したことがある。

「私は曾て出獄後に豆草履を作りて花柳界に賣り廻つたことが
あります。勿論こちらから前科者とも何きも申しませんが、獄
中の製作品と確信して一足五十錢宛に買つて呉れました。僅か

緒代六錢の資本で一日に六七十足も出来上りますから、得意先
さへ限られて居ないで、最少し範圍が廣ければ誠に香氣なよ
滴實になります。

此の言を以て見るも、如何に社會の暗裡には監獄
發生の卑俗な迷信が流布されて居るかが解るのであ
る。

八

要するに迷信の起源を探究し來る時は、囚人は内
的にも外的にも迷信者たるの資格を具有する境遇に
處するものにして、隨て普通世上に流行する迷信に
囚はれるは勿論、監獄特殊の迷信をも發生して居る
のである。而かもそれが世俗一般の迷信よりも更に
不合理な非科學的なものにして、主觀的にも客觀的
にも何等の効驗性を有せざるには驚かざるを得ない
のである。

猶囚人の迷信研究に見逃すべからざることは彼等
の夢に關するものであるが、是は後日機を得て囚人
の夢として論究し度いと考へて居るのである。



予は看守諸君と語る

典獄 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君

意見述ぶるに勇に、服従を守るに男らしかる
べし、

官吏服務規律にも此意味の規定あるは諸君の知諒
せらるる所也、之を實際に徴するに上官に意見を陳
述するは、下官に取りて決して容易の業に非ず、若
し間違ひの事を述ぶるか屁間な考を申立つる時は、
忽ち自分の估券に關し不信用を來たすは勿論、或は
邪推せられ誤解せられ結局損あつて得なきに了るこ

予は看守諸君と語る

と尠からず、殊に上官の意見に反對するか又は副は
ざることあらんか、直ちに逆鱗に觸れ氣嫌を損し其
の爲めに、榮達を妨げられる懸念あるのみか、爰に
不利の地位に廻はされ遂に放逐の憂目に遭はずとも
云ひ難き心配の下、大概は遠慮して斯かる危険を避
くるを通例となすが如し、斯くて唯々諾々是れ命從
ふを唯一の忠實者と認むる傾向なきを保せざるが故
に、苟くも自利を希ひ昇進を急ぐもの、皆此忠實者
たらんとを努むる亦洵に止むを得ざる所、而して是
れ人情の自然にして如何共すべからざるが如しと

予は看守諸君と語る

雖、然れ共百弊の基く所實に此に存し、士氣是れが爲めに衰へ感奮是れが爲めに起らず、意氣消沈精神萎靡すべきは素より其所にして、事務上の進歩改善の如き得て望むべからざるは、正に是れ其結果なりと斷せざるを得ざる也。

惟ふに正々堂々職務上の意見を開陳して、下官は果して叙上の如き不利を招くべきや否や、凡そ凡俗の見を以てすれば即ち此の如き杞憂必すしも杞憂ならざる場合も尠くなきに非ざるべしと雖、併し乍ら上官の心理が尙ほ凡情に囚はれ、常に公私の區別なきもつと速了するも、亦決して其當を得たるものには非らざるべし、要するに下官者の懸念の如きは、妄斷ならざれば過慮たる場合の多きは、予輩の斷言に躊躇せざる所也、夫れ時に或は己れの心を以て徒らに人の心中を付度し、以て大なる迷惑を他人にかけ痛くも無き腹を探ぐる是れ決して尠なき例に非ず、如何に人情は同じと云ふと雖、人面の相違の如き

心の相違するよりするも、他人の揣摩臆測容易に正鴻を得難きは言ふ迄もなし、縦し又た襟度狭少な俗人の私情を以て、人言を容れず又は之を聴かざる上官ありとするも、一意職務を思ふ至情に出づる意見に對し、其反對なるの故を以て反感的待遇を爲すが如き、決して爲し能ふ所に非ず何となれば良心之を許さざれば也、果して然らば聽務上意見のある所遠慮は要らずドシノノ陳述して可也、否義務として陳述せざるべからざる也、然りと雖俗人の多くは常に上官の顔色のみを覗き、是れのみを氣兼ねて言ふべきを言はず、爲すべきを爲さざる也是れ何たる卑怯の所爲ぞ、斯くては遂に職務上の生命をも喪失するに至り、進歩改善の如き到底期待し得べからざるに非ずや。

職務熱心より出づる意見の開陳は、是れ職務に忠實なる所以にして、正々堂々たるべきは當さに必然の義務たり、然りと雖之を述ぶるに當りては、安り

に論難攻撃に亘らざるやう注意すべきは素よりの事也、且つや開陳は唯だ夫れ参考に供するに止り、敢て採否如何に關すべきに非ず、故に之に對しては宜く虚心浴懐たるべく、而して己れの意見を却けられず、他の意見採用に決したる場合、即ち既に一旦斯くと定りたる以上、全然之に向つて服従の義務を守るべきは勿論とす、然るに己れの意見を主張する者は、兎角に我見に執拗なる爲めに一旦採否決定の後に至るも、反對の意見には遵はずして尙ほ我見に戀々とし、煮へ切らざるの態度を以て之に對する弊風なきに非ず、未練至極甚だ以て男らしからざる所作と謂はざるべからず、予輩屢々歐米よりの歸朝談に聞く、曰く西洋人は能く議論を闘はし強硬に各自の意見を主張す、互に火花を散らして論戰する有様は終に如何に成行すべき歟を危ましむるものありと雖、而かも一旦議決した以上何人も異議や愚痴をこぼすことなく、淡懷以て忠實に其議決や命令に服従して、些の齟齬なき有様は如何にも男らしく立派なる

態度也と、是れ所謂君子の道にして法規の行はれ秩序の立つ所以に在るかと思はるゝ也、之を要するに意見は述べし議論は爲さざるべからず、然れど既に一旦事定りたる以上例令ひ己れの議は行はれず採用されぬとしても、服従の義務は能く之を守り、必ず男らしき君子の態度を以て職務履行に當らざるべからず、是は刑務官吏たる我々の今後に尤も服膺すべき所たるを信す、何となれば廿世紀の刑務は潑刺たる共同精神の發揮に待たざるを得ざれば也、



時 事 だ よ り

甲 突 生

▲**國際** 監獄會議が去七月末から瑞西ベルンに於て開會せられ、我が松井書記官と河邊典獄が出席せられ、今は會議終了して歐洲の各地を視察中であるが、想ふに彼地に於ける社會改造の過渡期の實状を目撃されては、定めて驚異の念に堪へられぬとが多いであらう、是は我々居住者考へる者の到底想像も及ばぬ所かと思はれる、時に或は他國流行後れの古着を引つけて尙ほハイカラがつてゐる滑稽談もないではないものだが、刑政上の主義方針などに至つては豊夫かと思ふけれど、共、兩氏の實地視察によりて少くも豫想外の興味ある情報の齎らされんとは、我等の期待する所である。

▲**議事** の内容は第一部から第四部に分かれてゐる、第一部が司法上の權限並に方法に

關し、四問題になつてゐる、第二部行刑機關、第三部豫防措置、第四部幼年、何れも四問題宛であるが今一々之を紹介する餘白なきは遺憾である、要するに豫防保護善導の人道主義が經緯となりて、問題の全部を一貫してゐるには時代の兆象として頗る注目に價するものである、殊に幻少年の問題に至りては調査研究に一層重きを置く傾向が見へる、因に從來の萬國監獄會議が國際と改稱せられ今回が第九回目である、次回は五年の後英京ロンドンの古着に開かれると。

▲**少年** 審判所は東京麹町富士見町に、矯正院は八王子近在に夫々建築中である、大阪方面も同様工事進行中で來年一月には豫定通り開始の運びになるであらう、而して職員に就ても夫々撰定中の様子窺はれが、實は此方の献立が建築の如き設備よりも、面倒であつて且つ極めて大切である、(道本無爲只在人)

と古人も云つてゐる通り、何事も人に在る、ソコダ其人を撰ぶにも智識も必要であり、手腕も必要であるが、然し第一に必要なのは精神であることを忘れてはならぬ、此一事を閉却しては幾ら制度を立てても組織を造つても、又は上より命令しても訓示しても何にもならぬ、察するに矯正院の如きは多少司獄の經驗ありし人より採用する必要もあらうが、志ある人は之に應ずる覺悟と共に、大に自ら省みて其精神の所有者たる自信に立つが何より必要であらう。

▲**官制** 改正に伴ふて(此稿を草する時は未發表)自然人心も一新するであらう、詳報だけを着けて頭がチョン曲であつては、滑稽千萬だ、今回の改正の如き時代に適せるもの言換ゆれば是迄時代に引摺られつゝあつたのが、稍や追付いた形、即ち時代に餘義せられたとも云へやうが、併し當局者の容易ならぬ努力に由るをも見逃してはならぬ、之を切かけに更に文化的人道的と云つた風の遺方が始まるに違ひない、又始まらねばならぬ、多分特設

刑務所の如きは職員に適當改正せられるであらう、殊に常時武裝の如き撤廢せらるべきは豫定的事實であることを信じて疑はぬ、

▲**廢劍** 説は月日と共に段々時代に促かされて盛んになつて來つてゐる、今更明治維新的の廢刀令を沮ふとの愚なるを知る人は、今日の時代に於ても廢劍説を非とするの愚を覺るべきでないか、警察ですら時代に覺めたる連中は如何にし一日も早く之を廢めんかに付いて苦心してゐる、而して其短劍論の如きは疾に實行時代に這入つてゐるやうに、丸腰論も必ず近き將來に實行せらるゝに極つてゐる、我が同僚間の所見果して如何、工場や屋内で何時も長いものを引摺つてゐて何の役に立つか、邪魔であり危険であり殆んど百害あつて一利なき實驗を有せないのであらうか。

死刑存廢に就て



死刑存廢に就て

アメリカ合衆國ヲハヨ州知事 ハーリー・エル・デビイス

K N 生譯

過去三十年間アメリカに於て死刑に處せられたものは四千人に達したといふ。この數字を念頭に置いて、死刑といふものが實際上制度としてその目的を達し得たか如何うか、續いて死刑といふものが進歩した思想及不正に關する我々の觀念と相副ふものなるや否といふことを考へて見るのは機宜を得たものではあるまいか。

嘗ては神或人の法則を犯すものは凡て罰するに死を以てした時代もあつた。英國のヘンリー八世の治下に於ては七萬二千人の窃盜が死刑に處せられたのは歴史の語る所である。世紀の進むに伴れて、漸次社會はこの至上刑を犯罪の凶惡非道なものに科するに止め、今日に於ては我合衆國の如き尙死刑を存置せる州も實際は之を一級殺人罪、反逆罪、及或場合の

死刑存廢に就て

強姦罪及列車強盜犯に限るに至つたのである。多くの國及合衆國の或二三の州に於ては死刑は全く廢止せられた。

といふことに存するのである。換言すれば、銃首臺銃殺班 (Firing squad)、瓦斯室 (Gas chamber)、電流椅子 (Electric chair) 等の現今合衆國に行はれてゐる

最大の刑罰は死といふことでなければならぬのか。而してこの刑罰は果して克くその目的を完成しつゝありといふことができるだらうか。私は古代及中世に於ける刑罰の主要目的たりし復讐といふ原始的精神の満足が近代の一般の精神希望と一致するものだと信することはできない。凡ての刑罰は報復の原則に其起原を有つてゐるものだけれども、今日の公衆の刑罰に關する觀念は單に他人の生命財産に關して、罪人をしては再び之を侵犯せざらしめむとし罪人ならざるものをしては之を侵犯することを思ひ止まらしむるといふことを目的とすといふに在る。

凡ての執行方法が殺人犯の數を減殺する力を有つてゐるか如何うか、此れが問題である。若し、減殺し得るものとすれば死刑反對論は單に道德上並に人道的な立場からの抗議たるに過ぎない。然し、若そうでないとするど死刑はその存續理由として尤根本的な理由を失つて了つたことになるのである。

是に於てか死刑存廢についての重要な試験は死刑執行といふことが即ちこの執行といふ行為の齎らす恐怖か殺人罪の可能性を防止するについて、例へば終身拘禁よりも、一層大きい影響があるか如何うか

最も輕微な法律違反にも死刑の科せられた古代に在て尙且死刑はかゝる輕罪をさへ抑制することが出来なかつたといふ議論は暫く措き、現代のアメリカに於ける我々の經驗によれば、世界戦争は死刑反對運動に對して、ミシガン州が恰ど七十五年前死刑を廢止して以來、最大の打撃を加へたのである。何となれば實際戦争勃發以來全世界を蕩搖した犯罪の波 (crime wave) は嚮きに死刑を廢止した五州をして再

び之を採用せしむるに至つたからである。
 此等の州の中の三州は二年間他ノ二州は六年間已に死刑を廢止してゐたのである。で、實は何れの州にてもこの廢止計畫の失敗を示すに足る程充分長い試験が施されたといふことは出來ないのである。實際よく檢べて見ると世界一般に認めらるゝ犯罪の増加が此等の州に於て會之に伴ふ殺人犯の増加となつて現はれたのに、之を以て直ちに死刑の闕缺に歸せしむるので、事實上現に死刑の施行されてゐる他の諸州と全く同じ經驗を経由しつゝあるのである。

此くの如くにして千九百十一年より千九百十五年まで四年間人口百萬につき平均九十一の殺人罪を出したるミツソリー州の如きは次の四年間に於て百〇三に増加したるを見て、已に二年前廢止したる死刑を復活せしめたのである。この他に比して比較的少い一例へば我がオハヨー州に於ては五十五より七十七に上りたり殺人罪の増加率が世界一般に押し寄せた罪波の所爲に歸せられずして死刑の闕缺に歸せ

らるゝといふことはミツソリー州知事アーサー・ハイド氏からの書柬によつて明かである。曰く、
 「吾人は犯罪が此法令廢止の結果として増加したるや否に關しては何等の記録を有せず。然れども輿論は之を是認するもの、如し、爲めに立法部は死刑が再び此州に於て有効となるの法律を制定したり」と。

テンネシー州に於ては死刑は一九一五年に廢止されたが、早くも一九一七年には再興せられた。知事エー・エー・テラー氏は予に語つて曰く、「此期間に於ては殺人罪、特に婦人に對する犯罪増加せり」と、然し、彼は尙附け加へて、死刑廢止法案も「婦人に對する犯罪」に對しては尙死刑を保留したが、之にも拘らず、この種の犯罪は此期間に増加を見、一九二一年に於てはアメリカ一般に亘つた罪波の結果と見るには多過ぎる程の執行數があつた」と。
 ヲレゴン州は一九一四年より一九二〇年まで死刑はなかつた。一九一五年より一九一九年までの殺人犯率は人口百萬についで僅かに四十五であつて、合

衆國中最低レコードの一つで又西部州中の最小率の一つに屬するものである。一九一〇年より一九一四年までにヲレゴン州立監獄に收容せられた殺人犯人は五十九人であつたが、次の死刑のなかつた五年間には其數は三十六人に減じたのである。この事實はヲレゴン州に於ては死刑が殺人抑制の作用をしたことを示すものではあるまいと思ふ。

ワシントン州に於ては州知事のルイス・エフ・ハート氏は一九一三年に廢止された死刑が「殺人犯増加の結果として」一九一九年に再興せられたと予に語げた。然し、利用し得可き諸種の統計を見ると死刑のなかつた期間中の人口に比して殺人犯の數は微しく減つてゐるのが分かる。

アリゾナ州は一九一六年より一九一八年まで死刑を廢絶してから再び之を制定した第五番目の州である。州知事トーマス・イー・キヤムベル氏は曰ふ。死刑廢止に先立つ三年間に於て死刑の宣告を受けたる殺人犯者は四十一人、廢止期間内に在つては四十六

人、死刑復興に續く二年間に四十五人なりと。キヤムベル氏は之に關して解釋を下して曰く、「死刑の復興は殺人犯の減殺には死刑存置論者の豫想したるが如き大なる効果なかりき。然れども固より世界的ならずとも少くも國民的なる罪波の紛淆するありしは免れざる所なりし」と。

かくて戦争の到來は以上の五州をして死刑を復興せしめしのみならず將に廢止せむとつゝありし二州をしてその目的を棄てしめたのである。イソノイス州の立法部は一九一七年に於て死刑廢止の法案を採用したのであるが、知事は一部は草案の不備の爲めであつたが、主にも戰時中時宜に適應せざるの理由を以て之を裁可しなかつた。ペンシルバニア州に於ても同様の法案が提出され一時は通過すべく見えたがアメリカの宣戰布告は終に該案に賛成してゐた立法部員をしてその賛成を撤回することを宣言せしむるに至つた。

今日合衆國に於て死刑を有たない州が八州ある。

死刑存廢に就て

メーン、ロードアイランド、ウイスコンシン、ミネソタ、ミシガン、カンサス、北ダコタ及南ダコタである。ニューヨルクの「ウメールド」誌に載せられた統計によると右八州中の最初の五州に於ける一五一年より一九一九年までの殺人犯の平均率は人口百萬につき三十五の割合である。然るに統計の利用し得られる二十五箇の死刑州に於ける同様の平均率は八十四であることが示されてゐるのである。

固よりかゝる概括的な比較は合衆國の諸部の間に於て犯罪に關する諸條件を異にするが爲めにその價値は疑はしいものである。南部は人種問題がある爲めに殺人犯の最高レコードを示してゐる。西部諸州は之に次で稍低く、中西部は更に一層低く、ニューイングランド諸州はその人口に比して最小の平均率を示してゐる。此くの如く州のこれ等四ツのグループの各個に於ける死刑に關する問題は社會上並に經濟上の諸條件を異にする爲めに夫れ々、特殊の問題となつて現れて來るのであるから、死刑の防止的價

値を定める爲めにする比較は是非とも同じグループ中の隣接諸州との間に試みられなければならないのである。

先づ東部を取つて見る。メーン州には死刑がない。此州の一九一五年より一九一九年までの率は人口各十萬に對して一・五の割合で、合衆國中最低の殺人率である。ニューハンプシャーは死刑はあるか之に比して一分數丈率が高い。廢止州なるロードアイランドに於ては人口各十萬に對する平均殺人率は三・三であり、之に反して隣接州なるバーモント、マサチューセツツ、及コンネチカットの三州は二乃至三・九である。

中西部に於ては死刑のないミシガン、ウイスコンシン、ミネソタの殺人率は同じ統計によれば人口十萬につき四・二、三・二の割合である。之に反して死刑州であるヲハヨー、インディアナ、イリノイスに於ける平均率はそれ々に七・八、五・一及七・五の割合である。(未完)



自由刑の執行名義としての裁判書

(裁判宣告書の民衆化)に就て

巢鴨 中島 利吉

本誌第三十五號第八卷を續き題示の記事に及び、再讀三讀益其所論の深遠卓越せるを想ひ寔に敬服に堪へざるものあり。殊に例示された二個の判例を熟讀し、其思慮の精密なる文意の明晰なる文體の備われる又文の優美なるには何人も論評すべき一點の餘地なきを直感するであらう。如此民衆化通俗化されたる明判決が凡ての刑執行指揮書に添付さるゝ事になれば、行刑上に與ふる便宜は洵に大なる事であらうと思ふ。そして執筆者たる寺崎典獄は、今の裁判書は同獄官に理解出來ぬものがあるから、裁判文の民衆化通俗化に依て其理解の出來るやうに、又一般民衆に容易に會得し得られるやうにと要望されて居られる。

(裁判宣告書の民衆化)に就て

讀て現今取扱はれて居る所謂執行名義たる裁判書は、御説の如く理解し兼ねるものゝある事は私も同感である。併し私の理解し兼ねると云ふは次の理由から來るので只結果から見て同感であるのである。即執行指揮書に添付される裁判書は行刑上の必要から云へば全部判決謄本であつて欲しい。然るに現今は殆んど全部が抄本であるから理解し兼ねる際が出て來るのである。扱の上では「刑の執行指揮を爲すに抄本を添付すべし」と檢事に命ぜられてある。尤も典獄は必要があれば謄本を請求する事は出來るか夫れは例外と云つてもよい。そこで私は相成るべくは在來の抄本を止めて謄本に改めて貰ひたい、左様にな

れば同獄官の理解し兼ねると云ふ理由は消滅すると思ふ。若し謄本に改むる事が裁判所の方で非常に手数であつて六ヶ敷いとあるならば、抄本でもよいが更に希望がある。夫れは現行の抄本様式(中犯罪事實欄の記載を今少し悉くする事と、法律適用の欄(加減)の内譯ある其邊に、併合罪の場合又は一個の行爲にして數個の罪名に觸れたる場合には其内どの罪が最も重いのであるかを明記して貰ひたい事とである。左様にさへなれば犯罪事實が判明し又其罪が幾つあつても何れの罪を重しとして科刑されたか判かるから、右の理解し兼ねる理由は夫れで大半消滅する。然らば今時何故に左様な問題を掲唱するかと云へば、事實事務を執る上に必要であるからである。即行刑四罪事實を諒解する必要のある事は敢て説明の要なしと思ふ。此理由に依り犯罪事實全部の記入を要望して、又重刑は一個であつて、二個以上の罪名を併書して來るものが随分澤山ある。此場合に取扱書類謄本の全部に或は統計に其凡ての罪名を登録する事は事

(裁判宣告書の民衆化)に就て

實困難である、特に指定されて居る或る文書には罪名が幾つあつても例へば私文書偽造變造詐欺横領居住居窃盗とあれば其通り皆の罪名を記載するが、普通の書類簿冊統計等には其内の一個の罪名を登せ、他を省略するが常である。而して此場合に何れの罪名を載せるか、前例で云へば筆頭なる文書偽造か、真中の横領か、最終の窃盗であるか、私の寛聞なる未だ定説あるを聞かない。或る監獄では頭書主義、或る監獄では見込主義、或る監獄では通條の初筆に依り罪名を附するとか云ふ事である。果して然りとすれば問題は小なりと雖ども思はざるの甚しきものでありはせぬか、行刑官の考一つで罪名が何んとでも變わりと云ふ事になるので不條理も甚しい。私は以上の如き場合には原則として重きに依て必断されたる罪名を附けるが相當であらうと思ふ。監獄統計小票取扱規程等に依ても其趣旨の一端が伺われる。或統計に依ては罪名を基礎とするものもある、夫れが表面には立派に文書偽造何人、横領何人、窃盗何人

と計上されて其記載整然且算數に於て正確なりとするも、根本の内容に如上の如き缺陷が假りにありとすれば如何であらうか。見る人をして誤らしめ場合に依ては、事業の施設企業等に選算を生ぜしめる事になるかも知れない、此故に前述べた通り重き罪名の記載を要望する譯である。

して止まないので、是丈けを深遠なる卓説の類尾に附した譯である。聞く處に依れば、大審院では先頃より判例審査會が開かれ、且全國裁判所其他から意見を寄されて居られる相である、果して然りとすれば早晚時代順應の民衆化した新判例も續出す事であらう、國家の爲悦ばしい次第である。

終りに一言したいのは、淺學非才加ふるに行刑上の知見亦狭きをも顧みず、敢て愚見を添へし不遜を多謝す

と計上されて其記載整然且算數に於て正確なりとするも、根本の内容に如上の如き缺陷が假りにありとすれば如何であらうか。見る人をして誤らしめ場合に依ては、事業の施設企業等に選算を生ぜしめる事になるかも知れない、此故に前述べた通り重き罪名の記載を要望する譯である。

◇今すぐ！

改訂増補された坪井典獄著『行刑實務講話』は大
方の異状なる歓迎を受けて今や注文が殺到してゐます
今すぐお申込下さい。

三十一日までお待ちします。

▼お申込下さい！

壹部定價金壹圓貳拾錢 振替口座東京二五〇五九監獄協會宛

大正十一年八月中入出監並月末在監人員

△ハ減

受刑者	越 員 入 監		出 監		現 員		前月末日	前年同月	増	減
	現	在	末	日	現	在				
受刑者	四二、六七五	二、六六九	三、三三二	四二、二三三	四一、六七一	四二、二六六	△	一四六二	△	三、〇八三
刑事被告人	二、四四三	二、四六八	二、三六一	二、五九九	二、四四三	二、三九九	△	一〇六	△	三七〇
勞役場留置者	一六三	一九四	一九五	一六二	一六三	一六八	△	一	△	六
乳 兒	二〇	三	七	一六	二〇	一三	△	四	△	三
男	四三、八四九	五、〇七七	五、四六六	四三、五二〇	四三、八四九	四六、八二〇	△	三三九	△	三、〇〇〇
女	一、四五一	二五七	二七九	一、四三〇	一、四五一	一、五六六	△	二二	△	一五六
總 計	四五、三〇一	五、三三四	五、六九五	四五、九四〇	四五、三〇一	四八、三九六	△	三六一	△	三、五六

備考 内朝鮮人受刑者男二一八人、刑事被告人男一九人、支那人受刑者男三四人、刑事被告人男一三人、英人刑事被告人男一人、露人受刑者男二人、伊人受刑者男一人、葡人受刑者男二人、刑事被告人男一人アリ

大正十一年八月中在監者人員表

監獄別	受刑者		刑事被告		勞務留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小菅	1,300	153	58	35	7	1	1	1	1,376	190
東多摩	1,647	153	58	35	7	1	1	1	1,899	190
豐島	867	153	58	35	7	1	1	1	1,012	190
巢鴨	2,300	153	58	35	7	1	1	1	2,446	190
横濱	1,332	153	58	35	7	1	1	1	1,486	190
浦和	700	153	58	35	7	1	1	1	849	190
千葉	647	153	58	35	7	1	1	1	794	190
水戸	540	153	58	35	7	1	1	1	688	190
宇都宮	470	153	58	35	7	1	1	1	614	190
前橋	550	153	58	35	7	1	1	1	701	190
靜岡	530	153	58	35	7	1	1	1	678	190
甲府	647	153	58	35	7	1	1	1	794	190
長野	797	153	58	35	7	1	1	1	946	190
新潟	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
東京	933	153	58	35	7	1	1	1	1,086	190
大阪	1,647	153	58	35	7	1	1	1	1,800	190
神戶	797	153	58	35	7	1	1	1	946	190
奈良	797	153	58	35	7	1	1	1	946	190
和歌山	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
總計	5,647	1,530	580	350	70	10	10	10	7,107	1,900

監獄別	受刑者		刑事被告		勞務留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
高松	647	153	58	35	7	1	1	1	794	190
名古屋	1,647	153	58	35	7	1	1	1	1,800	190
安津	540	153	58	35	7	1	1	1	688	190
岐阜	332	153	58	35	7	1	1	1	486	190
福井	332	153	58	35	7	1	1	1	486	190
金澤	332	153	58	35	7	1	1	1	486	190
富山	332	153	58	35	7	1	1	1	486	190
廣島	1,000	153	58	35	7	1	1	1	1,146	190
山口	847	153	58	35	7	1	1	1	994	190
岡山	947	153	58	35	7	1	1	1	1,094	190
鳥取	332	153	58	35	7	1	1	1	486	190
松江	332	153	58	35	7	1	1	1	486	190
松山	332	153	58	35	7	1	1	1	486	190
長門	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
三浦	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
佐賀	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
福岡	1,332	153	58	35	7	1	1	1	1,486	190
小倉	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
大分	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
熊本	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
鹿兒島	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
宮崎	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
神戶	797	153	58	35	7	1	1	1	946	190
宮崎	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
鹿兒島	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
宮崎	437	153	58	35	7	1	1	1	586	190
神戶	797	153	58	35	7	1	1	1	946	190
總計	7,107	1,900	700	350	70	10	10	10	8,007	1,900

總計	島	形	盛	秋	青	札	園	旭	綱	十
勝走川川	勝走川川	勝走川川	勝走川川	勝走川川	勝走川川	勝走川川	勝走川川	勝走川川	勝走川川	勝走川川
50,686	1,337	1,337	1,337	1,337	1,337	1,337	1,337	1,337	1,337	1,337

叙任

命會計課業務 司法屬 島田 榮造
 看守長兼司法屬 里 誠一(巢鴨)
 免兼官命東京監獄勤務
 看守長 安松 貫(八王寺)
 命雙多摩監獄勤務
 同 双木文四郎(雙多摩)
 命八王子分監勤務給六級俸
 看守長 柴田常次郎(京都)
 任司法技術命大阪監獄勤務
 看守長 高梨 菊者(京都)
 命堺分監勤務
 同 河合 庫丸(大阪)
 命宮津分監勤務給六級俸
 同 出口 米吉(宮津)
 命京都監獄勤務
 同 內田 敬次(宮城)
 依願免官
 同 澤 直次郎(岡山)
 任看守長命佐賀監獄勤務給月俸五三圓
 看守 中野 久三(豊)
 看守 外山 龜助(大阪)
 任看守長命京都監獄勤務給八級俸
 看守 藤島 健一(廣島)
 命岡山監獄勤務
 同 高階 海量(岡山)
 命廣島監獄勤務
 同 高階 海量(岡山)

依願免官 司法屬 上野 榮吉
 看守長 渡邊播太郎(名古屋)
 命網走監獄勤務給三級俸
 命名古屋監獄勤務 同 津 田茂實(網走)
 任看守長命岡山監獄勤務給月俸五七圓
 看守 林 關松(神戶)
 監獄作業企圖ノ調査ニ關スル事務ヲ囑托ス
 前田 靜雄(正)
 任看守長命小菅監獄勤務給月俸六十圓
 福田 楸

訓令通牒

司法省行刑局行甲第一、四二四號 監獄

禁錮以上ノ受刑者釋放ノ際ハ過去ノ經歷ト在
 監中ノ狀況ニ鑑ミ將來視察ノ必要アリト認メ
 タル者ニ付テハ左記様式ニ依リ之ヲ所在地ノ
 警察官署ニ通報スヘシ
 右訓令ス

大正十一年九月二十八日
 司法大臣 岡野敬次郎
 第 號
 大正 年 月 日

警察(分)署 御中 受刑者釋放通知

指紋番號	左	釋放ノ大正年	本籍	出生地	歸在地	氏名	生年月日	前科		前科ノ程度	刑名刑期	身 體	特 徵	犯罪ノ手続
								改 度	程 度					

記 載 例
 一、前科欄ニハ前科ノ罪名及其ノ度数ヲ記載スヘシ例ヘハ窃盜三、詐欺一、トスルカ如シ
 二、改度ノ程度欄ニハ兇惡不真若ハ改度ノ狀無シ又ハ改度ノ狀稍有ルモ適當ノ保護者ナク罪ヲ犯スノ危険アリ等ノ類ヲ記載スヘシ
 三、犯罪ノ常用手段欄ニハ成ル可ク具體的ニ其ノ常用スル手段ヲ詳記スヘシ
 司法省行刑局行甲第一、四二四號
 大正十一年九月二十八日
 司法次官 山内端三郎
 控訴院檢事長 御中
 釋放者ノ監督視察ノ件ニ付全般檢事正ニ對シ

訓令通條

別紙寫ノ通及通牒置候間爲御參考及通知候也

司法省行刑局行甲第一、四二四號

大正十一年九月二十八日

司法次官 山内確三郎

地方裁判事檢事正 御中

釋放者ノ監督視察ニ關スル件通牒

從來警察ニ於ケル釋放者ノ視察ニ付テハ監視制度廢止ノ今日ニ於テモ尙其ノ餘弊ノ存スルモノ有之遺憾ニ候處此ノ度内務當局ト協定テ遂ク特ニ警察視察ニ必要トスル釋放者ニ限リ監獄ヨリ其ノ氏名、年齡、身分、其ノ他ノ事情ヲ警察官ニ通知シ嚴重ニ之ヲ視察シテ罪ヲ犯スノ機會ナカラシメ其ノ他ノ釋放者ニ付テハ總テ之ヲ警察ニ通報セサルコトトシ從前ニ於ケル前科者タル特別視察ヲ爲ササルコトニ相成候條此ノ際釋放者ノ監督視察ニ付從前ノ弊風ヲ除去致度希望ニ候間御含ミノ上可憐御盡力相成度候

追テ御參考ノ爲内務次官ヨリ本官ニ對スル照會ノ回答書寫添付致候

内務次官宛回答書(抜抄)寫

一、釋放者通知ノ件
一、釋放者中再ヒ罪ヲ犯ス危險性アリテ警

察視察ヲ必要トスル者ニ限リ通知シ其ノ他ノ者ニ付テハ通知セサルコト但シ寫眞ハ目下撮影ノ設備整ハサルヲ以テ交付シ難シ

ロ、一般ニ釋放者ノ視察方法ニ付テハ從來往々遺憾ノ點有之例ハハ巡查力制服ニテ釋放者ノ所在訪問ヲ爲シ又ハ他人ノ前ニ於テ刑餘者タルヲ曝露スルコトアリ其ノ結果折角改悔正業ニ從事セル者ヲシテ自暴自棄ニ陥ラシムル事例アリ仍テ前項以外ノ釋放者ニ付テハ從來ノ警察視察ノ方針ヲ改メ本人ノ社會同化ヲ害セサル程度ニ於テ間接視察ヲ爲スハ格別表面ヨリ前科者トシテ特別視察ヲ爲ササル機篤ト地方長官ニ對シ訓達相成タキコト

司法大臣官房保護課保第三七八號

大正十一年十月二日

司法大臣官房保護課長宮城長五郎

釋放者保護會
監獄典獄 殿

今般補成會ヲ除ケル東京府下ノ釋放者保護會ヲ典獄ニ於テ監督スヘキ區域左記ノ通り相成候條右ニ御承知相成度候

犯一ト記載スルコト又一通ノ原紙ハ指紋ノ押捺氏名欄ノ記入及氏名ヲ自署セシムル外各欄ノ記入ヲ省略スルコト

現受刑者ニ對スル指紋原紙ノ作成
ニ該ル者)ニ對シ此際ノ指紋原紙各二通ヲ作成シ所在地警察官ニ交付スルコト

但指紋ノ押捺氏名欄ノ記入及氏名ヲ自署セシムルニ止メ原紙各欄ノ記事ハ内務省側ヨリ警察官ヲ當該監獄ニ派遣セシムル答ニ付身分帳簿ヲ提示シ記入ノ便ヲ與フルコト

指紋原紙ノ發送其ノ他
四、第一項ニ依リ増製シタル二通ノ原紙ハ規程第五條ニ依リ作成シタル副本原紙ト都合三通ヲ一組トシ、又第二項ニ依リ作成シタル原紙ハ二通ヲ一組トシ之ヲ組合セ發送スルコト

五、第二項ニ依リ作成シタル原紙ハ規程第七條第二項ニ該ルモノト雖其ノ都度發送ヲ要セス

六、水通牒ニ依リ作成シタル原紙數ハ指紋原紙作成表ニ記入ヲ要セス

七、本通ノ原紙ヲ作成シタルトキハ身分帳簿表紙裏面ニ「内務省指紋原紙作成済」ナル

追而管下免因保護會ヘハ費官ヨリ其旨傳達相成度候

左記

一、小菅 監獄
淺草區、本所區、深川區、南葛飾郡、南足立郡

一、東京 監獄
麹町區、神田區、日本橋區、京橋區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區、西多摩郡、南多摩郡

一、豐多摩 監獄
芝區、荏原郡、豐多摩郡、北多摩郡

一、葉嶋 監獄
小石川區、水郷區、下谷區、北豐島郡

司法省行刑局行甲第一、四二四號

大正十一年九月二十八日

司法次官 山内確三郎

御中

指紋原紙作成及受刑者釋放通知方通條
今回内務省ニ於テ大版及編間ニ刑事鑑識資料トシテ指紋原紙ヲ蒐集シ以テ刑部警察ニ補益セントスル計畫有之依テ司法省ハ指紋原紙ノ數相當ノ額ニ達シ鑑識資料トシテ之ヲ利用スルコトヲ得ルニ至ル迄從前監獄ニ交付セシ

コトヲ明記シ取扱者ニ於テ捺印スルコト

八、指紋原紙ノ用紙ハ内務省側ヨリ各監獄「本監、分監、出張所別」ニ配付ノ答ニ付該用紙ノ到達後指紋ノ押捺ニ着手スルコト

九、視察ノ必要トハ兇惡不貞ノ者、改悔ノ狀ナキ者、改悔ノ情稍有ルモ適當ノ保護者ナク罪ヲ犯ス危險アル者等警察官ニ於テ特ニ視察ノ必要アル者ヲ指スコト

十、刑ノ執行停止ニ依リ釋放者ハ通知ヲ要セサルコト

十一、警察官署ニ釋放通知ヲ爲サル、者ニ付テハ保護會ヲ督勵シ其ノ監督ニ遺憾ナキサ期セラルヘキコト

司法省行刑局長 山岡萬之助

大正十一年九月十九日

司法省行刑局長 山岡萬之助

典獄 御中

在監者傳染病ニ罹リタル場合ノ報告方ニ關スル件通牒

從來監獄ニ於テ傳染病發生ノ際ニ於ケル報告書ヲ見ルニ其記載事項著シク簡ニ失スルタメ數回照覆ヲ累スルニ非レハ容易ニ其眞相ヲ詳知シ難キモノ有之或ハ書面ノ形式比較的整フ

訓令通條

モノ、外更ニ二枚ヲ増製交付シ右計畫ヲ援助可致コトニ相成又改換ノ狀ナキ者等特ニ嚴重ナル警察視察ヲ爲ス必要アル者ニ付テハ本日行甲第一、二二四號訓令ニ依リ警察ニ對シ通知ヲ爲シ其ノ他ノ釋放者ニ付テハ主トシテ保護會ニ於テ監督ヲ爲シ警察ニ於テハ本人ノ社會同化ヲ害セサル程度ニ於テ間接視察ヲ爲スコトアルハ格別前科者トシテ特別視察ヲ爲サ、ルコトニ協定致候ニ付テハ左ノ通夫々御取計相成度候

新受刑者ニ對スル指紋原紙ノ作成
一、新受刑者ノ指紋原紙取扱規程(以下規程ト稱ス)第五條ニ依リ作成スル外二通増製スルコト

但指製ニ係ル原紙ハ二通共指紋ノ押捺氏名欄ノ記入及氏名ヲ自署セシムル外各欄ノ記入ヲ省略スルコト

二、規程第八條第一項第一號ニ該ル者ト雖未ダ本通牒ノ指紋原紙ヲ作成セサルトキハ受刑追加小票ノ外新ニ原紙二通ヲ作成スルコト

但一通ノ原紙ハ規程第十五條ニ依リ各欄ノ記入ヲ要スルモ分類番號ノ記入ヲ省略シ、裏面受刑事項欄ノ最近二個ノ受刑事項ヲ記入シ爾餘ノ前科ノ備考欄ニ一外何

一、釋放者通知ノ件
一、釋放者中再ヒ罪ヲ犯ス危險性アリテ警

二、釋放者通知ノ件
一、釋放者中再ヒ罪ヲ犯ス危險性アリテ警

三、現在受刑者(從來指紋押捺ヲ要スヘキ刑ニ該ル者)ニ對シ此際ノ指紋原紙各二通ヲ作成シ所在地警察官ニ交付スルコト

但指紋ノ押捺氏名欄ノ記入及氏名ヲ自署セシムルニ止メ原紙各欄ノ記事ハ内務省側ヨリ警察官ヲ當該監獄ニ派遣セシムル答ニ付身分帳簿ヲ提示シ記入ノ便ヲ與フルコト

指紋原紙ノ發送其ノ他
四、第一項ニ依リ増製シタル二通ノ原紙ハ規程第五條ニ依リ作成シタル副本原紙ト都合三通ヲ一組トシ、又第二項ニ依リ作成シタル原紙ハ二通ヲ一組トシ之ヲ組合セ發送スルコト

五、第二項ニ依リ作成シタル原紙ハ規程第七條第二項ニ該ルモノト雖其ノ都度發送ヲ要セス

六、水通牒ニ依リ作成シタル原紙數ハ指紋原紙作成表ニ記入ヲ要セス

七、本通ノ原紙ヲ作成シタルトキハ身分帳簿表紙裏面ニ「内務省指紋原紙作成済」ナル

モ報告ノ時機ヲ失シ甚シキハ初發以來十數日ヲ經過セル場合等モ有之ステハ傳染病預防ノ趣旨ニモ副ハサル次第ナルヲ以テ爾今左記事項ヲ具シ速ニ報告相成度候

左記

- 一、病名
- イ、初發症候
- ロ、主要症候
- ハ、細菌學的及ヒ血清學的の検査ノ成績
- ニ、發病前周囲ノ關係
- ホ、發病ヨリ診定迄ノ處置
- 二、蔓延狀態
- 三、病者ノ處置
- 四、防疫處置
- イ、消毒方法
- ロ、其他ノ防疫施設
- 五、傳染移路
- 六、參考事項

(記載例)

病者ノ處置
病者收容ノ場所、看護治療、汚染物處置等ノ概況
防疫處置
イ、消毒方法
患者發生房、房內汚染物、就役工務、

工場内汚染物、尿尿及便器、下水食器炊場、隣接周囲房ニ對スル消毒法ノ概況
口、其他ノ防疫施設
健康診断、罹病者、其同房者及ヒ其接觸者、健康者トノ區分隔離等ノ概況
參考事項
保病者ノ検査、豫防注射等其他當該傳染病ノ治療消毒豫防上ノ參考ナルヘキ事項

附表

發病年	發病月	發病日	診年	診月	診日	職業名	工場名	監房名	氏名	年齢

(記載例)

一、本表ハ別表ニ認メ、發病順ハ初發患者ヨリ逐次番號ヲ付スルモノトス
二、續出患者アル場合ニ於テモ其終總ニ至ル迄本表ニ準シ時々報告ヲ繼續スルモノトス

司法省行刑局行甲第一、三七五號
大正十一年九月十九日
司法省行刑局長 山岡萬之助

典獄 御中

傳染病發生前後ノ處置ニ關シ通牒
在監者ノ如キ集團生活者間ノ傳染病ハ其發生當時ニ於ケル診定ノ遲速、患者ノ治療、隔離其汚物ノ消毒等ノ適否ニ依リテ之ガ蔓延、終熄ニ甚大ノ關係アリロトハ言フ俟タズル所殊ニ急性傳染性疾患ニアリテハ其病狀ノ經過激烈ナルノミナラス其蔓延迅速ニシテ瞬時ト雖モ躊躇ヲ許サ、ルモノ有之候

然ルニ從來各監獄ニ於ケル該病發生前後ノ處置ヲ按ズルニハ初發患者ヲ輕視シ或ハ疾病ノ診定ニ遲延シ或ハ適當ナル措置ヲ怠リ爲メニ病者漸ク濃厚ナラムトスルニ際シ周章ノ力防疫ニ焦慮セムトスルカ如キ實況往々有之候ハ遺憾トスル所ニ有之候

斯クテハ昔ニ重大ナル保健ノ責務ハ到底之ヲ全フル能ハザルノミナラス内ハ在監者ノ恐怖ヲ唆リ外ハ地方民非難ノ的トナリ延テ行刑事業各般ノ施設ニ障礙ヲ來スカ如キ事トモ可相成候任ニ在ル者ハ常ニ此點ニ留意シ常時病源侵入ノ虞アル門戸ニ注意スルノミナラス萬一監内ニ急性傳染病ノ疑アル者ヲ發見シ

ルモキハ速カニ之ヲ隔離シ其居所及ヒ接觸物等ヲ消毒スルノ外一般健康者トノ交通ヲ遮斷シ場力ノ力傳播ヲ防止スルノ用意ト又一面患者臨床上ノ診察ニ細心ノ注意ヲ拂フト共ニ其監獄設備ノ範圍内ニ於テ或ハ最寄衛生試驗所等ニ依頼シ細菌學的の検査、血清學的の検査ヲ試ムル等疾病ノ診定ニ瞬時ヲ争フノ覺悟ヲ以テ努力セラレ度要ハ徒ニ僅少ノ費用手数等ノ爲メ遠巡シテ時機ヲ失スルコトナク假令事後ニ於テ急性傳染性疾患、非サルコト確證セラレ結果ニ於テ杞憂徒勞ニ歸スルコトアルモ敢テ意ニ介セス苟モ急性傳染性疾患ノ徵ヲ感知シタルトキハ速カニ如上ノ方法ヲ勵行シ悔ナ後日ニ貽ス方如キコト無之様御留意相成度候

司法省行刑局行甲第一、四二九號
大正十一年九月二十八日

司法省行刑局長 山岡萬之助

典獄 御中

死體解剖送付ノ處分ニ關スル手續ノ件
通牒

死刑確定囚及受刑中瀕死ノ病者ニ對シ死後解剖送付ノ處分ニ付注規上豫メ本人ノ諾否ヲ確ムルヲ要スト爲ス向アルカ如シ雖トモ斯クテ徒ラニ本人ノ感情傷害トナリ又ハ病勢ヲ不

良ニ導クコト無シトセス人道上考慮ヲ要スヘキハ勿論右ハ本來無用ノ手續ニ有之唯々本人ヨリ解剖ヲ肯セザル意思ヲ自發的ニ申出テタルトキハ死體ヲ學校病院等ニ送付シテ解剖ニ付スルヲ得サル義ト御承知相成度候

一九二二年八月十四日

キヤンサス州 監獄局長
エム、エフ、アメリン

山岡監獄協會長殿
小生ハ貴下ノ御照會ニ對シ我監獄ノ規則書ヲ封入致候

死刑ハ十五年前ニ吾州ノ法律ヨリ消滅致候吾州ノ法律ハ第一位ノ殺人及第二位ノ殺人犯人ヲ除ク外總テノ犯罪ニ對シ不定期刑ヲ規定致居候、吾國ノ宣告ハ犯罪ニ對シ一年乃至五年

五年乃至十年乃至廿一年ニ及ブモノニテ受刑者カ現實幾何ノ期間執行ヲ受ケヘキヤハ州ノ任命委員會(委員ハ受刑者及其情狀ヲ注意深ク調査シ放棄ノ時期ニ付發言スル權限アルモノ)ニヨリ決定可致候又彼カ宣誓假出獄セラレルトキハ彼ノ希望ニ任セテ行動スルノ自由ヲ有スベシ然レドモ同時ニ監獄官憲及州ノ法律ノ支配ヲ受ケヘキモノニテ彼カ若シ委員會ニ於テ監獄ヲ釋放セラレタル時ノ誓約

ヲ違犯セル旨ノ判決ヲ受ケタル時ハ殘期ノ執行ヲ受ケザルヘカヲサレ儀ニテ宣誓假出獄セラレタル受刑者ノ百ノ百ノ宣誓違犯ニヨリ監獄ニ歸置致候
第一第二等ノ殺人犯ハ委員會ニ於テ假出獄セラレコト無之候之併知事ニ於テ假出獄セルコトヲ得ル儀ニテ尙總テノ受刑者ハ少ナク短期徒刑經過セラレハ委員會ニヨリテ釋放セラレルコト無之然トモ知事ハ何時ニテモ釋放スルコトヲ得ルモノニ有之候

吾々ノ監獄ハ全ク一ノ產業設備ニシテ其作業ノ種類ハ石炭、燐瓦、農業ナリ農業ハ製酪業家畜及豚ノ飼養養禽ヲ包含致候而シテ農業ニ從事スル受刑者ハ多少ノ信用アルモノニ限リ官吏ノ指示ノ下ニ作業致候
吾々ハ毎年二百五十人宣誓ニヨリテ釋放シ又吾々ハ毎年百人長期ノ執行ニ依リ釋放致其ノ事件ノ性質ニヨリ或ハ其者ノ行狀ニヨリ宣誓釋放スルノ價值ナキモノトセラレタルモノニ有之候

△歐米出獄人保護 事業視察調査囑託

犯罪社會學に造詣深き、第三高等學校教授
京都帝國大學講師文學士十時彌氏は今回社會
學研究の爲め官命を帯び歐米へ留學せらるゝ
に付、本會は同氏に對し歐米各國に於ける出
獄人保護事業に關する狀況の通信、視察並に
該事業の組織經營に關する事項の調査報告を
囑託せり。

△第四回司法保護事業 職員養成所開所式

輔成會の事業として毎年免因保護事業職員
養成所を開いて來たが本年より司法保護事業
職員養成所と改稱して入所生を廣く宗教家以
外にも許可することとなつたことは既述の通
りであるが、去る十月二日午前十時半より開
所式が舉行せられ、三十名の講習生の顔には
活々とした色が現はれて居た。此日鈴木輔成

會會長は差支ありたる爲め山岡副會長が出席
し、

社會事業は大戦後社會人の生存上有意義且
つ重要なものとして高調せらるゝに至つた
釋放者保護も亦社會事業の一であるが、免
因保護と云へば出獄者のみの保護を意味す
るが保護を加ふべき者には尙ほ執行猶豫に
なる者、起訴猶豫處分を受けた者等があ
るから、官制に於ては既に免因保護を釋放
者保護と改められて保護の範圍を擴げたので
ある。又免因といふ字義は獄舍より放出され
た囚はれ人であつて従つて監獄が牢獄たる
事を意味して居る。監獄は教育場たる以上
免因と呼ぶは隱當でない。故に當局は免因
並び監獄と云へる名稱を適當なる名稱に代
へ度い積りである。

諸君に於かれても講習中單に司法保護事業
のみならず廣く社會の情勢を研究して以つ
て愈々斯業に従事するゝに當りては意義あ
る効果を擧げること努力せられんことを
望む云々の
訓示があつた。
尙ほ入所生の數は二十七名である。

御列席の各位、本日各位と並に親く一堂に
相會し釋放者保護事業に關し御懇談を致す機
會を得たるは私の最も悦に堪ざる所であり
ま。私此の機會に於て輔成會の總裁の職に
在るゝとして釋放者保護事業に對し私の中素
考へて居る所の一端を述べ度いと思ひます暫
時御清聴を煩はしたのであります

從來に刑の執行を終り釋放せられたる者
を免因と稱し之を保護することを目的とする事
業を免因保護事業と呼び來つて居りましたが
今日刑事政策の上より見るに保護を加ふるべ
き者は獨り刑餘の者のみではありませぬ斯の刑
の執行猶豫の言渡を受けたる者及起訴猶豫の
處分を受けたる者にも亦保護を加ふるの必要
あり。又、ある者よりある者まで保護は此
等、私、私、云ふ詞で蔽はし此等の者を
保護する事を釋放者保護事業と名づけた
ので既に司法省官制に於ては出獄人保護とあ
るを釋放者の保護と改めた次第であります而
して此釋放者保護事業の目的は申すまでもな
く社會より排斥を受け頼るに所なき刑餘の

業 報

者、刑の執行猶豫の言渡を受けたる者又は起
訴猶豫の處分を受けたる者を救済扶掖し自活
の途を與へ再び罪を犯すに至ることなき様保
護を加へ之をして將來永く良民たらしむるに
在るのでありますから刑事政策の上より考ふ
るときは一日も忽にすることの出來ぬ緊要の
事務なることは申し上げるまでも無いのであ
ります又之を社會政策の上より考へて見ます
れば犯罪に因り社會の受くる苦惡の發生を未
然に防ぎ國利民福を確保するのでありまして
高尚なる社會的慈善事業なることは各位の既
に克く熟知せらるる所でありますから敢て
贅言を費すの要はないと思ひます然るに數年
前までは釋放者保護事業は宛も囚禁を犯せる
不良の徒を庇護するが如き事業なりと誤解せ
られたることもありまして事業の進展を温吞
したこともありましたが大出三年七月輔成會
が成立し監獄協會より中央保護會の事業を繼
承し同年八月各位に對し保護事業の爲め輪旋の
勢を賜り度き旨御依頼致してより爾來數年に
亘り各位の熱心なる鼓吹により近時は其の誤

△佛教各宗管長並幹 部招待會

佛教各宗より成る佛教聯合會に於ては、十
月二十九日より三日間東京市芝區新堀町曹洞
宗々務院に於て總會を開き、全國五十八の管
長並に幹事議員約二百名の來集あるを機と
し、本會に於ては、多年免因保護事業の爲め
盡力せらるゝ、右各宗管長並に幹部を、二十
九日午後五時半より築地精養軒に招待して晚
餐會を開く。主人側より總裁岡野司法大臣、
會長鈴木檢事總長、副會長山岡行刑局長、理
事林刑事局長、同宮城保護課長、岡野日典獄
務務理事北島良吉、主事伊藤忠太郎出席來賓
として高野山管長土宜法龍氏以下管長幹部
六十三名出席。デザートコースに入り、總裁
岡野司法大臣は左の如き挨拶を爲し、高野山
土宜管長來賓一同を代表して答辭を述べ主客
歡談の裡に午後八時無事散會せり。

岡野總裁の挨拶

解も殆んど一掃せられ保護事業は漸次發達し
つつあることは各位と共に慶賀に堪へないの
であります今日全國に於ける保護會の數は六
百五十有餘に達しました又大正九年の調査に
依れば同年中受刑者にして釋放せられたる人
員は三萬五千三百九十人ありましたが其の中
數以上の者は直接保護か間接保護か又は不完
全ながら一時保護を受けて居るのであります
如斯多數の保護會を有し如斯多大の保護を加
ふることを得而して直接保護及間接保護を受
けたる者の七割前後が成績の良好なるは全
く各位並御關係の方々が斯業の爲御盡力にな
つた結果でありまして洵に感謝に堪へないの
であります然しながら尙各位に對し保護事業
の完成に付幾多の努力を煩すべきものがあり
ます試に累犯の調査を以して見ますと逐年新
受刑者の累犯率は此下の態勢を示して居りま
すが尙在監者の中數以上は累犯者であります
して此の累犯の絶滅を目標とする理想の域に
到達するには前途遠道の感があるのでありま
す釋放者保護事業の目的及性質は近來世人に

諒解せられ斯業に對する同情日に倍々加はるの傾向あるは實に頼母しい現象であります。物價の騰貴に伴ふ生活の困難は未だ除去せらるゝことなく經濟界の不振に基き會社工場等に於て事業整理縮小を圖るの結果失業問題を生ぜしめ延いて釋放者の就職を困難ならしむるの狀況であります。此の事に付ては各位と共に釋放者保護事業の遂行上更に憂ふべきことでありまして遺憾に堪へないのであります。釋放者が生活の途を失ひ其堵に安ずることが出来る様になれば行刑に依りて矯正せられ又は刑の執行猶豫起訴猶豫の寛大なる司法處分に感激して折角良民たらんと企つる者も自業の餘終に犯罪を餘儀なくせらるるに至る。云ふことは各位に於て能御承知の通りであります。故に各位は此の際釋放者保護事業の爲には宗派の別を問はず互に聯絡を保ち且他の保護事業に關係ある各種機關と提携し一層釋放者保護の必要なる所以を力説高唱して世の同情を聚め釋放者の就職を緩和して生活の途を得しめ若し直に職を得居ざる者あると

きは一時之を收容して保護を加ふる等生活の安定を得しむる方法を講し事業の遂行に十分御助力あらんことをお願致し度いのであります。釋放者保護事業の一部門に屬する不良少年の保護に付き此の際特に各位にお願を致して置き度いことあります。少年法は近く實施せらるるのであります。が同法の不良の少年を教育して其の性格を矯正することを目的と致して居りまして其の一方として新に此等の少年の保護を寺院及保護團體に委託することが出来る様になつて居ります。少年釋放者の保護は他の釋放者と保護と其の趣旨及方法に於て自ら異なる所があります。故に各位は少年の審判及保護の任に當る審判官保護司と協力して司法制定の本旨を履行し適當の措置を講ぜられんことをお願致し度いのであります。之を要するに輔成會に於ても一層職員を奮勵して益釋放者保護事業の爲に盡すの各位の助力を得て其の職責を完ふ致し度い覺悟であります。此の機會に於て所願を陳べて一層各位

- の御援助を希ふ次第であります
- 來賓出席人名
- | | |
|----------|-------|
| 御室派管長 | 浦上 隆應 |
| 向嶽寺派管長 | 勝部 敬學 |
| 法相宗派管長 | 大西 眞慶 |
| 木邊派管長 | 木邊 孝慈 |
| 高野派管長 | 土宜 法龜 |
| 融通念佛宗派管長 | 山上 戒全 |
| 天龍寺派管長 | 關 清拙 |
| 南禅寺派管長 | 河野 霧海 |
| 黄栗宗派管長 | 隆琦 大雄 |
| 眞盛派管長代 | 藤田 龜運 |
| 醍醐派管長代 | 龜生 觀善 |
| 大覺寺派管長代 | 小川 義秀 |
| 東寺派管長代 | 松本 昇道 |
| 泉涌寺派管長代 | 椋本 龍海 |
| 山階派管長代 | 湯崎 弘雄 |
| 小野派管長代 | 加藤 精神 |
| 智山派管長代 | 平澤 照尊 |
| 眞言律宗派管長代 | 松本 全藏 |
| 律宗派管長代 | 高井 宏道 |

- 淨土宗派管長代 望月 信享
- 禪林寺派管長代 内藤 隆親
- 相國寺派管長代 伊藤 敬宗
- 建仁寺派管長代 千葉 東寬
- 妙心寺派管長代 中原 秀嶽
- 建長寺派管長代 川上 道濟
- 東福寺派管長代 松井 承珠
- 大徳寺派管長代 福富 龍瑞
- 圓覺寺派管長代 粟木 智堂
- 永源寺派管長代 爾 以三
- 方廣寺派管長代 久山 龍田
- 佛通寺派管長代 重岡 宗真
- 國泰寺派管長代 林 古芳
- 曹洞宗派管長代 祥雲 晚成
- 本願寺派管長代 本多 惠隆
- 大谷派管長代 信國 堅城
- 高田派管長代 加藤 忍風
- 興正寺派管長代 福山 朝丸
- 佛光寺派管長代 逢谷 曉覺
- 山元派管長代 高島 養麟
- 誠昭寺派管長代 山内 興海

- 三門徒派管長代 森田 慈誠
- 顯本法華宗派管長代 勝部 眞昭
- 本門宗派管長代 千葉 隆康
- 本門法華宗派管長代 三吉 顯隆
- 本妙法華宗派管長代 藤本 全機
- 不受不施派管長代 草野 日淳
- 講門派管長代 福井 天章
- 時宗派管長代 尾崎 全明
- 華嚴宗派管長代 雲井 春海
- 聯合會幹事 太田 深澄
- 同 石堂 惠猛
- 同 湯澤 龍岳
- 同 竹石 耕善
- 同 千葉 康之
- 同 長谷 得靜
- 同 奥 博愛
- 同 武田 宣明
- 同 旭 純榮
- 同 龜川 旭丈
- 同 木下 寂善
- 兼任委員 大森 亮順

- 同 小林 正盛
- 同 藤本 眞光
- 同 服部 賢成

△加藤首相の
宗教家招待

加藤首相は三十日午後三時から永田町首相官邸に於て目下全國佛教聯合會に出席の爲め上京中の天臺宗應主吉田源應師外各宗派管長、管長代理等四十八名を招きて懇談會を開き席上加藤首相は

社會的各般の施設經營に就き從來宗教家各位の盡すを得來りたるは深く之を多きする處にして殊に釋放者の保護事業に關しては諸氏の助力に依り漸次發達を見、今や全國に於ける是等保護團體の實數に六百五十有餘を算し斯業に對する世間の諒解と同情とは日に増し加はるの傾向あるは誠に御同様慶賀に堪へぬ次第である去り乍ら一方刻下の經濟界の變動影響は延いて釋放者の就職等にも支障を來たし之れが爲め斯業遂行に

多大の困難の事情頻發せりとの報も聞くのであるから此際一層各位の努力を希はざるを得ない又少年保護に關する法規實施の曉には寺院及保護團體は當然少年審判所の依頼を受ける事となつて居る故此點にも深く留意せられて法の運用を完からしむる爲め御助力を願ひ度い

戦後我國の思想界の潮流も兎角變遷に走るを免れないのは御同様日常見聞して居る處である故勿論政府に於ても鋭意此方面の企畫經營に力める所存であるが特に精神的面の教化指導に就いては各位宗教家の助力に依り實績を挙げれば到底完全を期し難いのであるから此方面に於て一層の奮發を切望する

と挨拶を述べ之に對し眞言宗高野派管長土宜法體師は一同を代表して謝辭を述べたり。

△練習所の近況

練習所生は可なり多い授業時間を熱心に聽講しつゝある。そして毎週金曜日は見學に當てられ既に小菅豐多摩集鴨の三監獄の見學を終へた。

練習生の姓名を九月に掲載したけれども臺灣及び朝鮮の分十三名と外長野一名だけが落ちて居たから追加掲載する

- 今井新次郎 (平壤) 金 瑛 泰 (公州)
- 工藤安治 (全州) 黒崎善之助 (海州)
- 安藤 淳 (京城) 渡邊 福藏 (西大門)
- 高 徳一 (大邱) 島崎繁次 (釜山)
- 石井 季一 (森中) 城島 房吉 (木浦)
- 洪 鐘 翁 (太田) 夏目善太郎 (長野)
- 中島 宗平 (清津) 前號井上現秀は四明龍
- 柴田 健吾(新義州) 賢(森中)の誤植

△茶話會

毎月一回づゝ開かれて居た茶話會は講堂並に事務室の増築工事の爲めに暫らく中絶して

- 藤初太郎 河野純孝 秋山金吉 藤川慈學
- 加藤慧海 高橋龜治 淺見五百藏 伍井解司
- 松田正壽 山崎治平 田端喜三郎 馬場忠治
- 小笠原覺雄 望月 一 仁科正次 小淵房治
- 淺岡徳三郎 大川勇造 武田慧宏 石原已三郎
- 寺坂一郎 長谷部力松 田中秀賢 飯田
- 林次 中田主税 小高岩松 小ノ澤政吉 向
- 後米太郎 小倉平八郎 齋藤敬二 橋 典仁
- 野尻 一 椎橋繁藏 藤原教直 芥川 信
- 正木 亮 山川一郎 渡邊武井 岩村 通世
- 秋山高三郎 松本一次 寺崎勝治 大月義平
- 二 辻 敬助 有馬四郎助 野口謙造 山岡
- 萬之助 北島良吉 伊藤忠次郎

△閉鎖せる監獄出張

所

- 九月十二日 (長野) 木曾出張所
- 九月二十八日 (水戸) 太田出張所
- 九月三十日 (岡山) 笠岡出張所
- 岡 (神戸) 明石出張所

△松井書記官よりの

消息の一節

居たが去る九月二十三日(土曜日)午後二時より協會階上にて久し振りにて閉籠された。此程海外における犯罪状況を視察して歸朝された現東京地方裁判所檢察正小原直氏の視察談暢々二時間半餘に亘る有益なる講演があつた。速記は他日掲載するがこゝに其梗概の一部を記せば

○外國人の社會道徳又は公衆道徳は非常に發達しており例せば汽車に乗る時には、列を作つて改札の順番の來るのを待つて居り、又電車に乗る時でも人を押のけて乗るやうなことはしない。乗らんとする人が自然に列を作つて待つて居るか如きは我國では學ばねばならぬ所である。

○外國人の團體及びに精神は非常に健全である。此は畢竟運動の盛んなることに基くのであつて、老幼男女を問はず仕事が終わつた餘暇には無邪氣に運動に出かけて行く。

○外國の婦人は社會的地位が高い。婦人の高等官もあるし、會社には多くの婦人が勤めて居る。英國では二人の婦 代議士があり、佛國には女巡查を採用し、其仕事として

(一)婦人の囚人犯罪少年の戒護(二)淫賣婦の取締(三)電話の交換等與へられてゐる

諸君時下愈閉清静之段奉大賀候

陳者小生事本日本午前八時當伯林に到着致し當分滞在之豫定に候尤も只今之考は當地を根據とし英國佛國伊太利奧國等を通り度く存居候へ共パスポート其他之關係と同市は中々厄介之様にて或は旅程を變更するやも不計候間左様御了承相願度候

只今豐原檢察長閣下之御宅を訪問致候處不在にて明後日午後在宅との事に候間御面會の上萬事を相尋れ行程を相極め度存候

着早々能く心情報明せざるも當地は今日の相場「マーケット」は二厘九毛餘にて停車場のボーイチツプの如き「二百マーケット」を與へ(我國の三十錢)たところ後で聞けば百マーケット(我國十五錢)にて充分との事に候、食物及日常之必需品は瑞西國に比較すると安價に候へ共外國人向輸出品は決して安からず、マーケット値の下落に反比例してドンヤ物價を高めつゝある由に候、只今之宿屋の部屋代は(食事は別)一日四千マーケット、外に四十パーセント合計五千六百マーケット即日本貨十六圓六十錢に候、尤も瑞西よりグアートの湯股付之部屋を注文したる爲め三間續きの上等なものに候、瑞西ベルン市は一日三ツフラン(我國の十二圓に候部屋の設備等より考ふれば決して高から

然し婦人の横暴は著く、酒をのみ煙草を喫す。そうして最も注意すべきは婦人の犯罪率は日本よりはるかに高く而かも婦人犯罪の中で泥酔者として罰せられる者も非常に多い。

○外國の監獄は餘程自由であるやうに思はれる。遊戯や娯樂や喫煙や作業中の交話等が許されてゐる。

外國の犯罪率は吾國と比して頗る高く、獨逸、フランス、アメリカの如きは就中犯罪率が高い。此は文明の餘弊とも云ふべきものであらう。其故に外國では犯罪の防遏に付きて大いに研究しつゝある。

尙ほ當日の出席者は監獄官練習生全員の外左の通り

- 山本光藏 和田岩雄 山内嘉市 關 毅
- 增田東城 渡邊誠一郎 戸田作造 石川猪太郎
- 元永 長谷川鐘太郎 鈴井正親 岡田 利 秋
- 元吉 多田 龍 龍野常圓 田邊岩藏 今
- 井彦太郎 加藤木清重 黒田茂松 安松 友次
- 徳永憲淳 羽柴瑞之助 中島利吉 宮古 友次
- 未光榮平 大原茂雄 井上敏太郎 倉澤健吾
- 菊島廣光 太田卯八 小田富士太郎 高橋久
- 喜 大草東三郎 渡邊理一 大野惣三郎 江

す候へ共餘り高き故只今も帳場に交渉し今少し安い部屋に換へる積り候尤も當分當地に滞在する事と相成り候はばマンモン向の家に入居る積定に候

△河邊典獄の通信

(八月廿二日付)

(前略)去七月廿七日上陸後直に瑞西ベルンに向ひ、二十八日無事安着、二十九日最終日會議に出席せしめては先に御報導申置候、幹事長シモン博士は非常の親切なる人にて、英佛獨三國語に通じ、會議の模様決議其他の事項等凡て報告にて對談し聞取申候、從て松井書記官の報告も大に面目を施したる事と存候瑞西國に於てはベルン市を去る約四五里にある農園監獄(Mitg. Wih.) (ヤルマ、カンカン經營)を會議委員選中と共に參觀致候、御自慢の監獄の由なるも我國のものとは大に異なり、入口には門もなく建築物は不規律に散在し、獨居監の如きは我國の警察留置場の如く、壁裏にて其薄暗き壁に五六十枚の繪葉書

(男女共映)等所狭きまでに張付けられ實に不潔を感申候、工場が大きくして、然かも總て機械作業にて、場所の割合に人数少きこと、看守の作業服(四人と同一のもの)を着し、仕事をなせること等は注意を牽きたる點に御座候、教誨は日曜日各宗の者を別々に集め各々異なる説教をなし、多く外部より来る由に候、勿論當監獄師は比較的信者の多き新教の僧侶を選任致居る由、日曜日には教誨の外人と職員と混合にて音楽會等を催ふすとの話に有之候、しかも此の監獄の最も誇りとする所は作業収入が支出經費よりも多く、年額四五十萬フラン増収を得るといふ事に御座候、この監獄は農業が主にして、畑の如き二十萬坪(瑞西の單位坪)にて大々の農業を營み居候、囚人は各カントンの受刑者にして六ヶ月以上三年以下の善長者を集め、目下三百三十人を收容致居候、搾取に供する乳牛約五百頭あり、農業以外の作業は鍛冶工、木挽工、裁縫工、靴工等に御座候、此監獄の特徴は看守等は剣も銃も持たず、囚人と同一服裝の授業手兼看守のあること、典獄初め全職員は制服もなく背廣服など大に變り居候、外にセネアの監獄を見ても不完全、其他も同一程度にて瑞西の監獄は餘り大したものに御座な

く候
去十二日獨逸に入り致候、マルク下落して目下約二厘、然し物價は割合に安くなくマルクと反比例に上騰の方よし、殊に外國人間の品は非常に高く候、一般の物價は先づ我國の四三分の一より四分の一に御座候、書物の安きことは驚愕致候、從て各國の留學生等何れも皆伯林に集まり大活動致居候、目下司法省系の人には豐島檢事長、伊野判事、嘉山博士、萬造寺前檢事、森山前判事等居られ中々努力有之候
昨日轉宅して下宿致し、松井氏と室のみ別に相成り暫時隨行の骨を休め得るかと存候、獨逸に本年未迄位滞在し、其間に佛國、英國、白、蘭、等の國々を觀察する考に御座候(以下略)

枝の了後の

秋もだん／＼、深くなつて來た。天高くして馬肥ゆるといふが肥ゆるのは馬だけでは人間も其他の動物も皆肥える紅葉狩にはまだ早い。登山や遠足に出かけるには良い候。運動して身體を鍛へるにも良い時だ。
夜の変更行くも知らず讀書や思案に耽れるも此時だ。讀書する者に取りて此秋が最も好ましい。

先月二十三日(土曜日)に茶話會を開いて小原東京地方裁判所檢察正の海外視察談と題する有益なる講演があつたが其大略の一部分だけは台紙に記しておいたが何れ速記を載せる積りである。久し振りの會であつた爲め中々感會であつた。

純習生の姓名を附符と朝鮮だけをワツカリ記載漏れをしたから、追加記載しておきました。
雜誌の發送部數に間違を生じた箇所があつた。讀者の方では應御迷惑なりしを深く御詫ひ致します。會員の數は必ず其月の十日頃迄に通知して下さいさう御願ひします。
以前より噂のあつた監獄の官制改正も、近々の中に發布さるゝ様子であるが愈々發布された時は特別附録として配布することにする
(五生)

定規文注	料告廣	表價定	
		冊(稅)	冊(稅)
五號活字半段	一冊	六冊(稅)	一冊(稅)
普通等	二冊	十二冊(稅)	二冊(稅)
通等	一冊	共	共
頁	頁	金貳圓貳拾錢	金壹圓貳拾錢
金	金	金貳圓四拾錢	金壹圓四拾錢
金	金	金貳圓四拾錢	金壹圓四拾錢
金	金	金貳圓四拾錢	金壹圓四拾錢

明治二十二年二月廿六日第三種郵便物認可
大正十一年十月十九日印刷納本
大正十一年十月二十日發行

發行所 東京市牛込區市谷富久町六〇番地
北島良吉
編輯人 東京市四谷區左門町七十二番地
磯村政富
印刷所 東京市四谷區左門町七十二番地
東京書院印刷部
發行所 東京市四谷區四日比谷町一番地
電話銀座二三三四
監獄協會
東京市四谷區左門町七十二番地
東京書院

典獄 坪井直彦氏著

改訂 增補

行刑實務講話

豫 約 申 込

らかるゐてつ涉に岐多難復てめ極は務事の獄監
 訴に識常き基に理法はてり當にるす理處をれこ
 ばれけなで切適活敏てり依にと驗經と練熟且へ
 行執の務實な瑣繁要重のこ來從にる然。ぬらな
 典井坪度今がるあでのたつかなが針指るす對に
 な情結に誠はどことた得を書良此りよに力努の獄
 すと又んら知をか物何の業事刑行荷るあでここ
 さ訂改回今も人るたれらせ持所に既論勿は入る
 套舊はでの前ばねは貰てへ換買非是にのもたれ
 〇すまりあで備不

要 大 次 目

第十四章	第十三章	第十二章	第十一章	第十章	第九章	第八章	第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章	序論
捕	死	釋	賞	領	接見及信書	衛生醫	給	教	作	戒	拘	收	總	監獄の沿革
選	亡	放	罰	置	書	療	養	育	業	護	禁	監	則	

菊版約三百五十頁
 壹部定價金壹圓貳拾錢
 郵 稅 共

會 協 獄 監 省 法 司 所 行 發
 內 構

九五〇五二座口替振・五二八三座銀話電